

令和7年度（2025年度）
環境調査等の結果

郡山市

環境部 環境保全センター

目 次

該当ページ

1	大気汚染の状況（一般環境大気測定局・自動車排出ガス測定局の測定結果）	1～11
2	大気汚染の状況（有害大気汚染物質の調査結果）	12～15
3	一般環境大気中アスベストの状況	16
4	酸性雨の状況（酸性雨等モニタリング調査結果）	17～18
5	河川の水質汚濁の状況（河川の水質測定結果）	19～25
6	湖沼の水質汚濁の状況（湖沼の水質測定結果）	26～28
7	地下水汚染の状況	29～31
8	ダイオキシン類による汚染の状況（環境調査結果）	32～33
9	ダイオキシン類による汚染の状況（自主測定及び立入調査結果）	34～37
10	環境騒音の状況	38
11	自動車交通騒音の状況	39
12	高速道路騒音の状況	40
13	新幹線騒音の状況	41
14	公害苦情の状況	42
15	関係用語集	43～45

1 大気汚染の状況

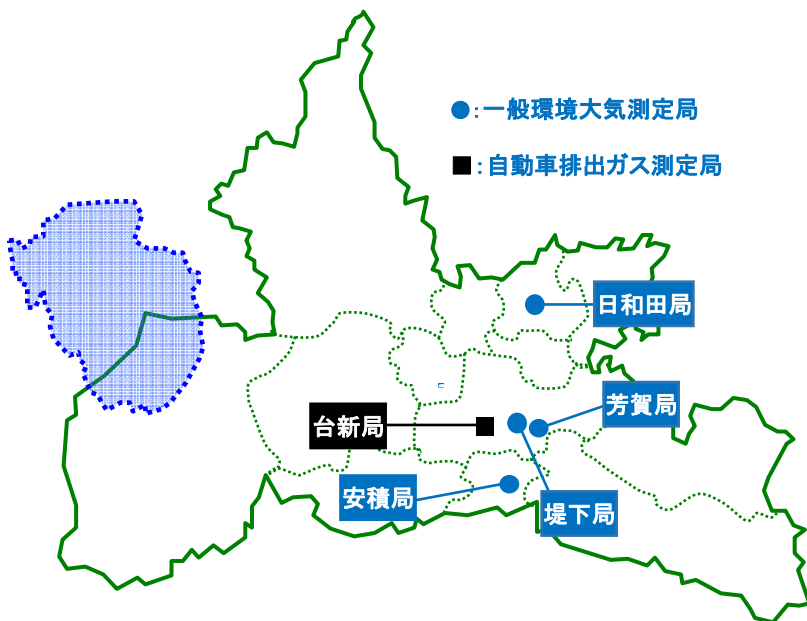
(一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果)

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき大気汚染の状況を常時監視した結果について、同法第 24 条の規定に基づき公表するものです。

1 測定方法の概要

- (1) 測定期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- (2) 実施機関 郡山市環境保全センター
- (3) 大気常時監視測定局の配置及び測定項目

市内の大気汚染の状況を監視するため、表 1 のとおり一般環境大気測定局^{※1}（一般局）4 局及び自動車排出ガス測定局^{※2}（自排局）1 局を設置し、大気常時監視システムで大気汚染の状況の監視を行いました。



※1 一般環境大気測定局（一般局）
一般環境大気汚染状況を常時監視する測定局。

※2 自動車排出ガス測定局（自排局）
自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。

表 1 大気常時監視測定局及び測定項目

区分	No.	測定局名	設置場所	測定項目								
				二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	微小粒子状物質	非メタン炭化水素	風向・風速	温度・湿度
一般局	1	芳賀	芳賀地域公民館	○	○	○	○		○		○	○
	2	堤下	橘小学校	○	○	○	○			○	○	○
	3	日和田	日和田小学校			○					○	○
	4	安積	桧ノ下公園			○					○	○
自排局	5	台新	台新公園	○	○			○	○	○	○	○

2 測定結果の概要

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準については、環境基本法第16条第1項に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質について、表2のとおり定められています。

また、非メタン炭化水素については、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針が、表3のとおり定められています。

表2 大気汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

表3 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

項目	指針
非メタン炭化水素 (NMHC)	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

(2) 大気汚染状況の評価方法

環境基準による大気汚染状況については、以下のとおり評価しています。

ア 短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値、8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行っています。

イ 長期的評価

(ア) 二酸化窒素

1年間の測定で得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%に当たる値（1日平均値の年間98%）を環境基準と比較して評価を行います。

（例）年間有効測定日が350日の場合：低い方から数えて $350 \times 0.98 = 343$ 番目の値を環境基準と比較。

(イ) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素

1年間の測定で得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除いた後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行います。ただし、上記の評価方法にかかわらず1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価します。

（例）年間有効測定日が335日の場合：高い方から $335 \times 0.02 = 6.7$ 、小数点以下を四捨五入して7個の値を除いた後の最高値を環境基準と比較。

(ウ) 微小粒子状物質

長期基準に関する評価は、1年平均値を長期基準（15 μg/m³）と比較して評価を行います。

短期基準に関する評価は、低い方から数えて 98%に当たる値（1 日平均値の年間 98%）を短期基準（ $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と比較して評価を行います。

環境基準の評価は、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価をそれぞれ行い、両方を満足した場合、達成と評価します。

(3) 環境基準の達成状況等

環境基準の達成状況は表 4 に示すとおり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、全測定局で環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては、全測定局が環境基準を達成しませんでした。

また、年平均値の推移については、表 5-1,5-2 のとおりです。

表 4 環境基準達成率の推移

項目		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
二酸化窒素	測定局数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達成局数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	測定局数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達成局数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	測定局数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	達成率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二酸化硫黄	測定局数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	達成局数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一酸化炭素	測定局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	達成局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
微小粒子状物質	測定局数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	達成局数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※測定局数 年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局（光化学オキシダント及び微小粒子状物質を除く。）
微小粒子状物質は、年間測定日が 250 日以上の測定局

表 5-1 年平均値の推移（一般局）

項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
二酸化窒素 (ppm)	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.013	0.013	0.014	0.012	0.011	0.009	0.009	0.010	0.011	0.011
光化学オキシダント※1 (ppm)	0.044	0.046	0.046	0.044	0.043	0.044	0.043	0.045	0.045	0.045
二酸化硫黄 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
微小粒子状物質 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	10.1	9.9	10.3	9.0	8.7	7.3	8.2	8.4	8.2	8.2
非メタン炭化水素※2 (ppmC)	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.08	0.09

※1：光化学オキシダントについては、昼間（5 時～20 時）の日最高 1 時間値の年平均値。

※2：非メタン炭化水素については、6～9 時における年平均値

表 5-2 年平均値の推移（自排局）

項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
二酸化窒素 (ppm)	0.012	0.012	0.011	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.006
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.014	0.013	0.014	0.012	0.012	0.011	0.012	0.013	0.012	0.013
一酸化炭素 (ppm)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
微小粒子状物質 (μg/m ³)	10.1	9.5	10.1	8.5	8.7	7.8	8.7	8.6	8.1	8.0
非メタン炭化水素※2 (ppmC)	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09

※1：有効測定日が 250 日未満であったため参考値

※2：非メタン炭化水素については、6～9 時における年平均値

(4) 一般環境大気測定局における項目別測定結果

ア 二酸化窒素 (NO₂)

環境基準を達成しました。

年平均値は 0.005ppm であり、ここ数年と比較して大きな変化はありません。

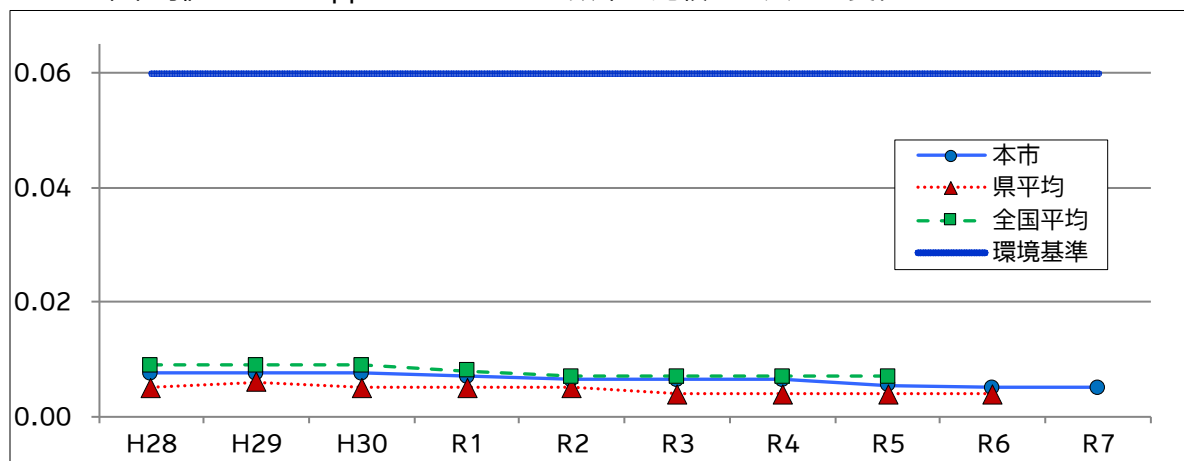


図 1 二酸化窒素濃度 (年平均値) の推移

イ 浮遊粒子状物質 (SPM)

長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました。

年平均値は 0.011mg/m³ であり、ここ数年と比較して大きな変化はありません。

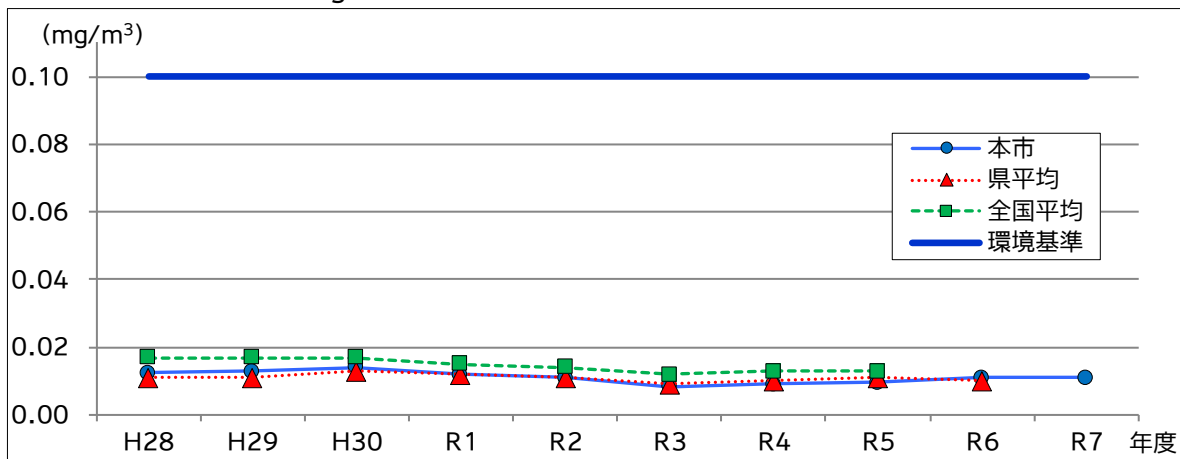


図 2 浮遊粒子状物質濃度 (年平均値) の推移

ウ 光化学オキシダント (O_x)

環境基準を達成しなかった日が40日ありました。月別の環境基準超過日数は表5-3のとおりです。

表5-3 光化学オキシダントの月別環境基準超過日数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
超過日数	13	9	9	0	1	0	0	0	0	0	4	4	40

昼間の日最高1時間値の年平均値は0.045ppmであり、ここ数年と比較して大きな変化はありません。また、令和7年度は、光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

光化学オキシダントの環境基準超過は全国的な傾向であり、市内の光化学スモッグの主な発生原因は関東地方からの汚染物質の移流と東アジアからの「越境汚染」の影響であると考えられています。

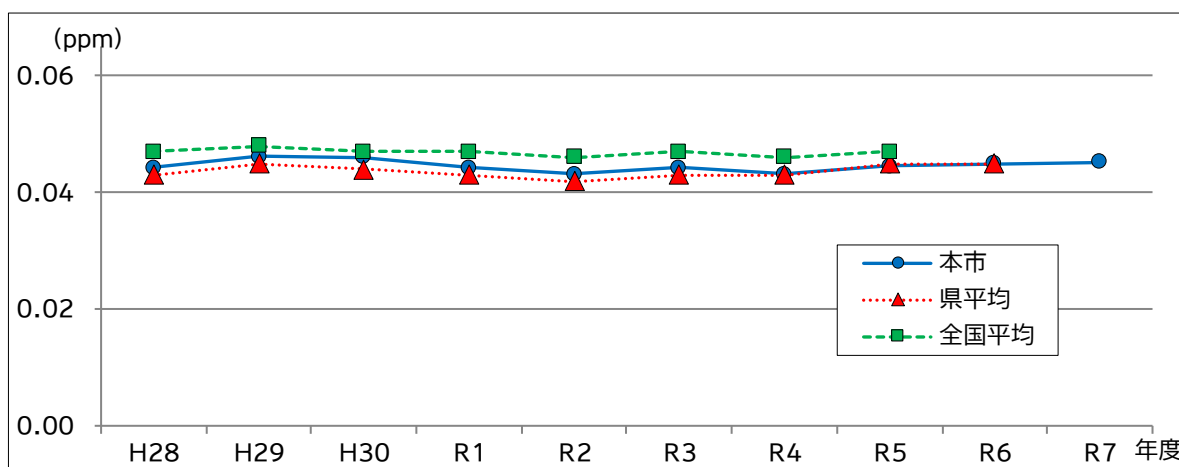


図3 光化学オキシダント濃度 (昼間の日最高1時間値の年平均値) の推移

エ 二酸化硫黄 (SO₂)

長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました。

年平均値は0.001ppmであり、近年横ばい傾向にあります。

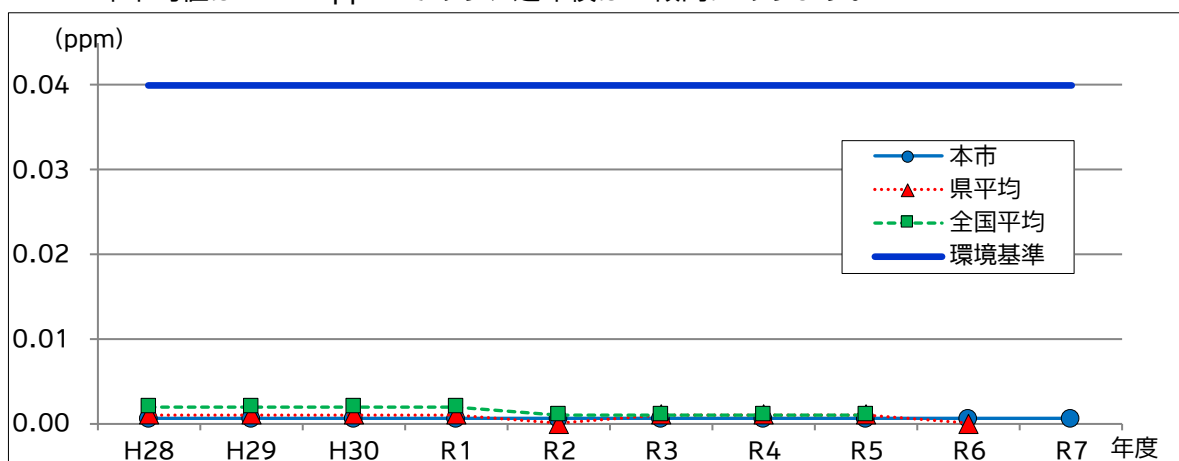


図4 二酸化硫黄濃度 (年平均値) の推移

オ 微小粒子状物質(PM_{2.5})

長期基準及び短期基準による環境基準を達成しました。

年平均値は 8.2 μg/m³ であり、令和 5 年度の全国平均値 8.5 μg/m³ を下回っています。

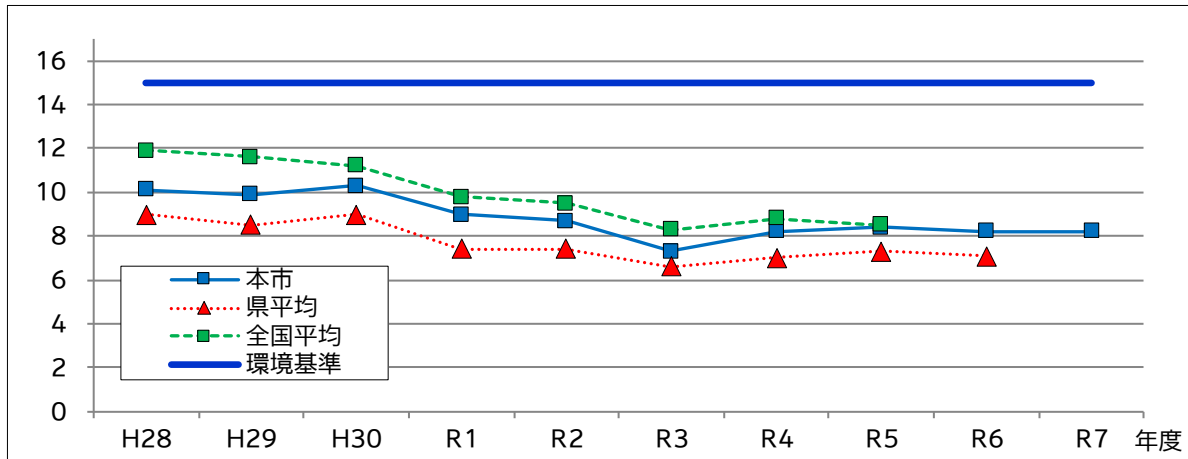


図 5 微小粒子状物質濃度 (年平均値) の推移

【参考】微小粒子状物質(PM_{2.5})の成分分析測定結果

芳賀局において、微小粒子状物質の成分分析測定を行っています。

測定局 芳賀局

実施期間 春季 (令和 7 年 5 月 1 5 日 ~ 5 月 2 9 日)

秋季 (令和 7 年 1 0 月 1 6 日 ~ 1 0 月 3 0 日)

調査項目 表 6 - 1

調査結果 表 6 - 2

表 6 - 1 調査項目

調査項目	分析項目
質量濃度	質量濃度
イオン成分 (8 項目)	ナトリウムイオン(Na ⁺)、アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)、カリウムイオン(K ⁺)、マグネシウムイオン(Mg ²⁺)、カルシウムイオン(Ca ²⁺)、塩化物イオン(Cl ⁻)、硝酸イオン(NO ₃ ⁻)、硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)
炭素成分 (3 項目)	有機炭素(OC)、元素状炭素(EC)、炭化補正值(OCpyro)
無機元素成分 (30 項目)	ナトリウム(Na)、アルミニウム(Al)、ケイ素(Si)、カリウム(K)、カルシウム(Ca)、スカンジウム(Sc)、チタン(Ti)、バナジウム(V)、クロム(Cr)、マンガン(Mn)、鉄(Fe)、コバルト(Co)、ニッケル(Ni)、銅(Cu)、亜鉛(Zn)、ヒ素(As)、セレン(Se)、ルビジウム(Rb)、モリブデン(Mo)、アンチモン(Sb)、セシウム(Cs)、バリウム(Ba)、ランタン(La)、セリウム(Ce)、サマリウム(Sm)、ハフニウム(Hf)、タングステン(W)、タンタル(Ta)、トリウム(Th)、鉛(Pb)

表6-2 調査結果

調査期間		春季 R7.5.15~5.29	秋季 R7.10.16~10.30
質量濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		11 3.9~27	4.6 1.6~12
イオン成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Cl ⁻	0.014 0.0035~0.022	0.059 0.011~0.16
	NO ₃ ⁻	0.21 0.050~0.58	0.20 0.065~0.49
	SO ₄ ²⁻	2.3 0.59~6.0	0.81 0.31~1.5
	Na ⁺	0.091 0.050~0.16	0.074 0.015~0.17
	NH ₄ ⁺	0.82 0.21~2.1	0.31 0.10~0.71
	K ⁺	0.048 0.014~0.12	0.062 0.019~0.25
	Mg ²⁺	0.018 0.0049~0.037	0.0093 0.0020~0.021
	Ca ²⁺	0.079 0.012~0.21	0.039 0.015~0.070
炭素成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	OC	2.1 0.93~4.8	0.96 0.35~3.0
	EC	0.43 0.066~1.0	0.24 0.071~0.67
	OCpyro	0.53 0.19~1.4	0.19 0~0.87
無機元素成分 (ng/m^3)	Na	112 53~222	76 17~162
	Al	183 20~552	26 6.0~68
	Si	411 32~1210	63 15~125
	K	102 19~269	67 26~243
	Ca	103 26~289	39 19~68
	Sc	0.037 <0.024~0.11	<0.023 <0.023~0.026
	Ti	12 2.4~31	5.7 <0.6~18
	V	0.60 0.10~1.4	0.14 0.040~0.31
	Cr	1.0 0.35~2.2	0.41 <0.4~0.60
	Mn	4.6 0.63~13	2.6 0.59~9.8

調査期間		春季 R7.5.15~5.29	秋季 R7.10.16~10.30
無機元素成分 (ng/m ³)	F e	133 14~361	32 8.0~56
	C o	0.060 <0.016~0.16	0.018 <0.029~0.042
	N i	0.46 <0.14~1.2	<0.15 <0.15~0.24
	C u	1.5 0.27~3.9	1.9 0.45~6.3
	Z n	11 <1.2~33	13 2.3~45
	A s	0.61 <0.08~1.3	1.2 0.20~3.5
	S e	0.40 <0.10~0.86	0.22 0.060~0.42
	R b	0.34 0.040~0.96	0.13 0.059~0.30
	M o	0.25 <0.06~0.65	0.33 <0.04~1.0
	S b	0.40 0.050~1.2	0.34 0.062~0.91
	C s	0.031 <0.018~0.080	<0.017 <0.017~0.019
	B a	5.8 0.62~17	13 0.88~47
	L a	0.10 <0.018~0.28	0.055 <0.015~0.26
	C e	0.18 <0.017~0.54	0.034 <0.015~0.11
	S m	<0.027 <0.027~0.041	<0.024
	H f	<0.024 <0.024~0.032	<0.022
	W	0.37 <0.04~0.95	0.37 0.047~1.8
	T a	<0.014	<0.013
	T h	0.028 <0.016~0.082	<0.019 <0.019~0.020
	P b	2.1 0.27~4.3	1.3 0.39~3.1

注) ①各測定値の上段は期間中の平均値を示し、下段には測定値の範囲を示しました。また、期間中の平均値は、測定値に検出下限値未満があった場合には検出下限値の2分の1の値を用いて算出しました。

②「<」が示されている値は、検出下限値未満でした。

③すべての測定値が検出下限値未満であった場合は、平均値のみ示しました。

カ 非メタン炭化水素 (NMHC)

指針値の上限 (0.31ppmC) を超過した日が 2 日ありました。

年平均値は 0.09ppmC であり、ここ数年と比較して大きな変化はありません。

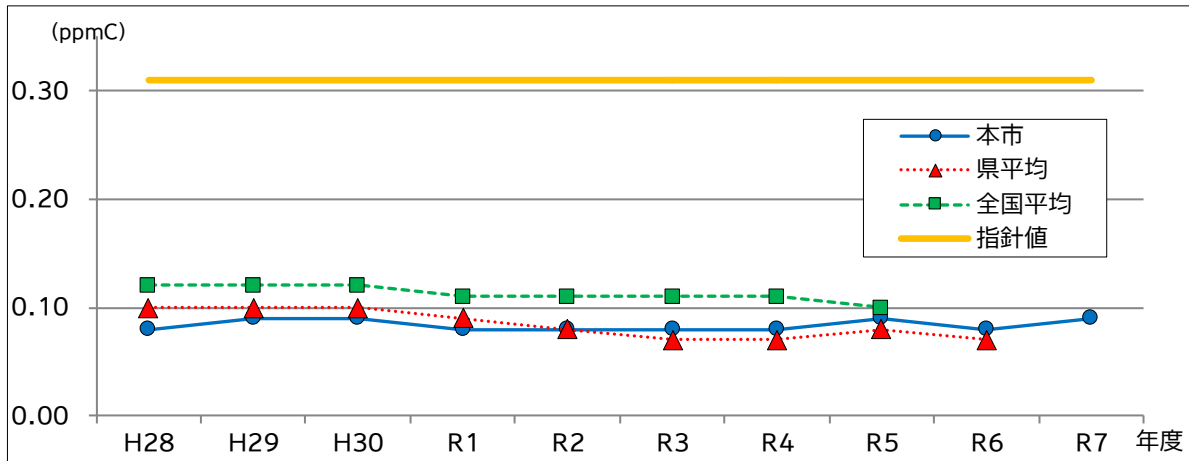


図 6 非メタン炭化水素濃度 (6 時～9 時における年平均値) の推移

(5) 自動車排出ガス測定局における項目別測定結果

ア 二酸化窒素 (NO₂)

環境基準を達成しました。年平均値は 0.006ppm であり、低減傾向にあります。

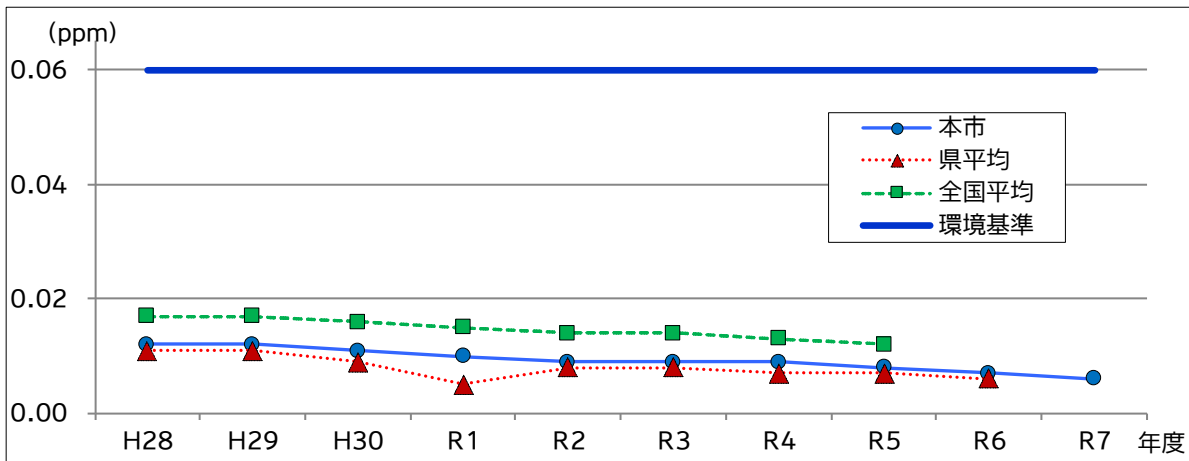


図 7 二酸化窒素濃度 (年平均値) の推移

イ 浮遊粒子状物質 (SPM)

長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました。

年平均値は 0.013mg/m³ であり、ここ数年と比較して大きな変化はありません。

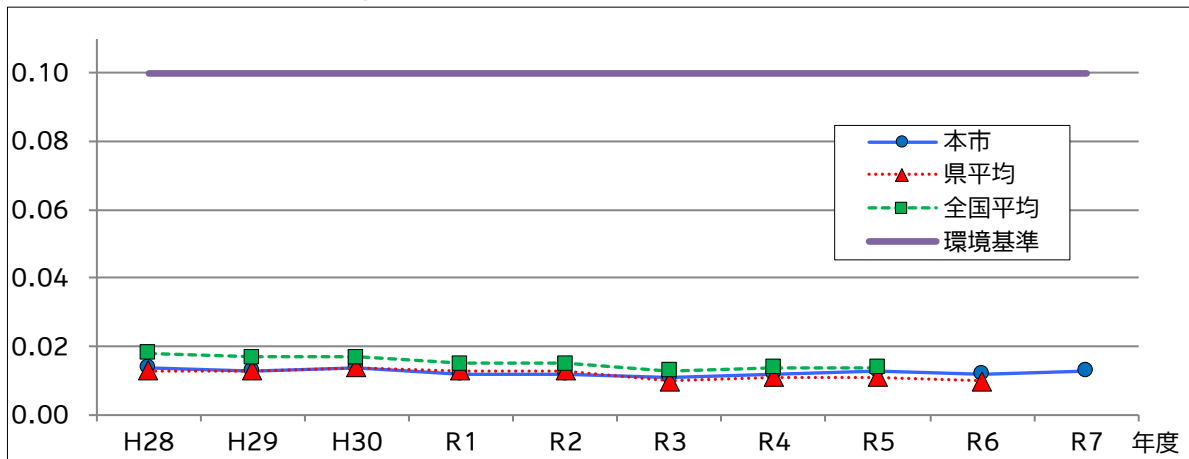


図 8 浮遊粒子状物質濃度 (年平均値) の推移

ウ 一酸化炭素 (CO)

長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました。
年平均値は 0.2ppm であり、近年横ばい傾向にあります。

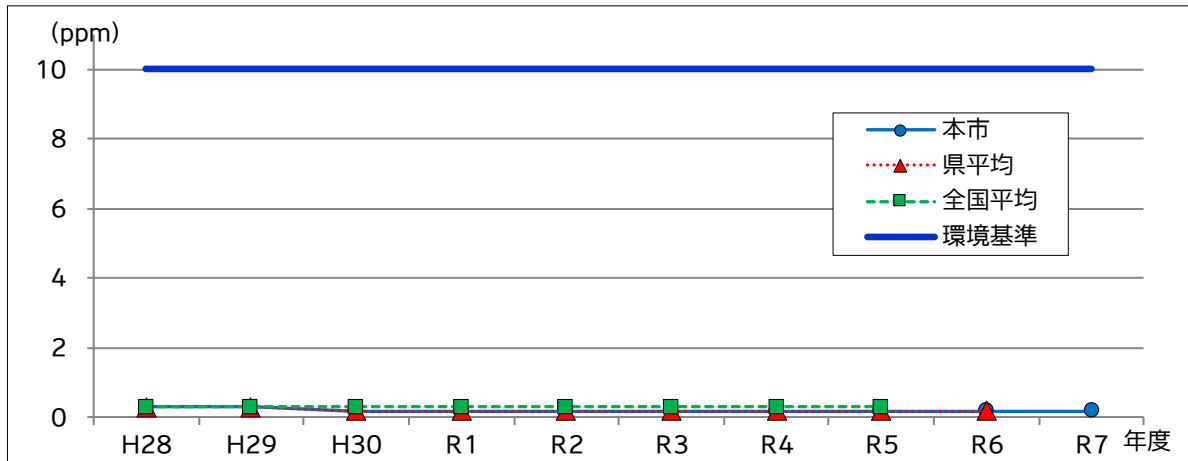


図9 一酸化炭素濃度 (年平均値の推移)

エ 微小粒子状物質(PM_{2.5})

長期基準及び短期基準による環境基準を達成しました。
年平均値は 8.0 μg/m³ であり、令和5年度の全国平均値 9.1 μg/m³ を下回っています。

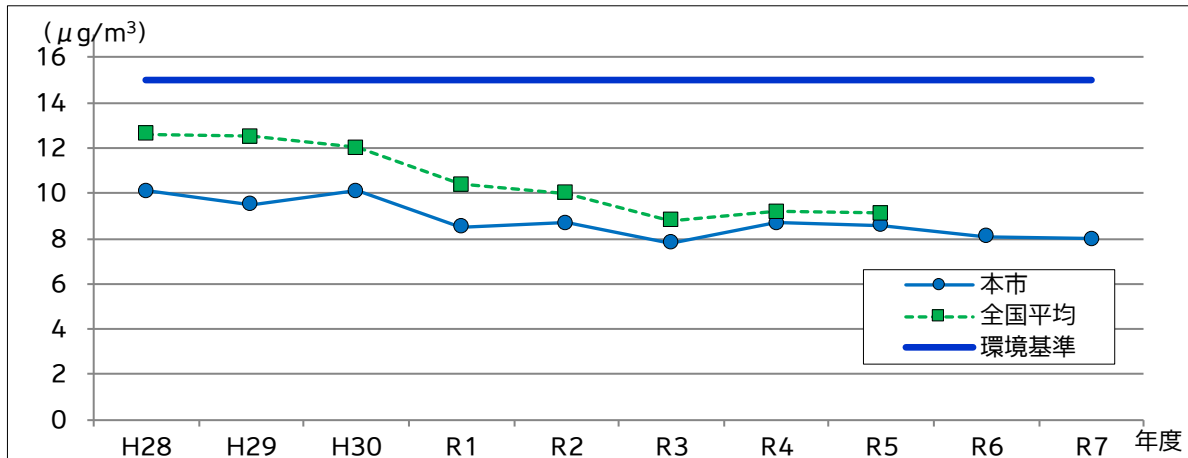


図10 微小粒子状物質濃度 (年平均値の推移)

オ 非メタン炭化水素 (NMHC)

指針値の上限 (0.31ppmC) を超過した日が1日ありました。
測定局の年平均値は 0.09ppmC であり、ここ数年と比較して大きな変化はありません。

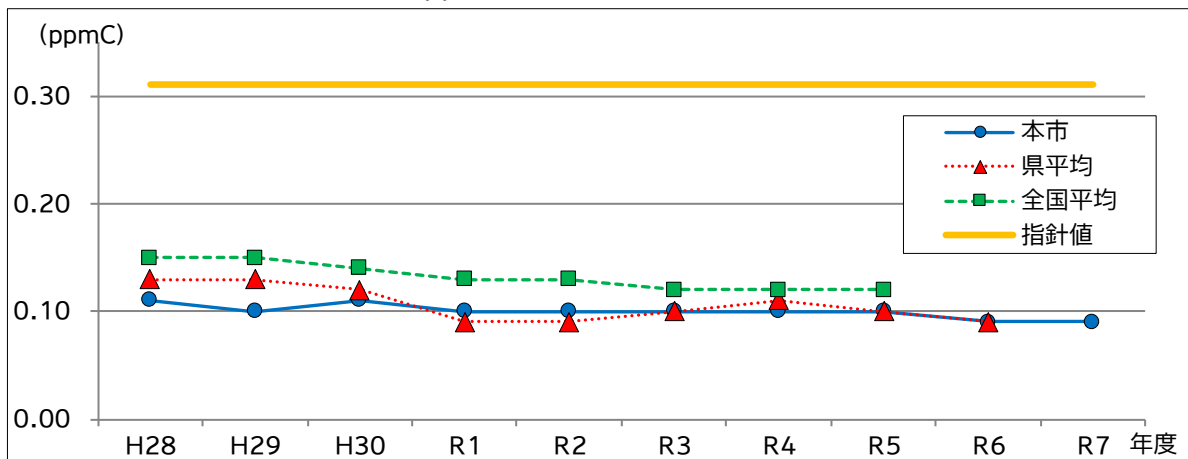


図11 非メタン炭化水素濃度 (6時~9時における年平均値) の推移

【参考】大気汚染物質の起源及び影響

物質名	物質の説明
二酸化窒素	物の燃焼により、工場・事業場、自動車、航空機、ビル・家庭等から排出される。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなる。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μ m以下のものをいう。ボイラー、自動車などの排出ガスや土壌、火山などからも発生し、高濃度で肺や気管支等に付着し呼吸器に影響を及ぼす。
光化学オキシダント	工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素等の一次汚染物質が太陽光(紫外線)を受けて光化学反応し、二次的に生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものを光化学オキシダントという。 高濃度では、粘膜を刺激し呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物へも影響を及ぼす。
二酸化硫黄	硫黄を含む石油、石炭等を燃焼したときに発生するほか、火山活動など自然界からも発生する。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因ともなる。
一酸化炭素	燃料の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼす。
微小粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 μ m以下のものをいう。ボイラー、自動車などの排出ガスや土壌、火山などからも発生し、粒子の大きさが、髪の毛の太さの30分の1程度と非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎、さらには肺がんといった呼吸器系の疾患などに加え、循環器系への影響が懸念されている。
非メタン炭化水素	微生物等により自然発生的なものが多く含まれるメタン以外の炭化水素をいう。光化学オキシダントの原因物質でもあり、光化学オキシダント生成防止のための指針が定められている。

2 大気汚染の状況 (有害大気汚染物質の調査結果)

大気汚染防止法第22条の規定に基づき大気汚染の状況を常時監視した結果について、同法第24条の規定に基づき公表するものです。

1 調査期間

令和7年4月～令和8年3月

2 調査内容等

(1) 調査地点

芳賀（芳賀地域公民館）

※令和5年度まで、芳賀と開成(令和5年度は朝日)の2地点で調査を実施していました。

(2) 調査項目

表1に示すとおり、大気の汚染に係る環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物の11物質、その他の優先取組物質として酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、六価クロムの7物質、計22物質で月1回（年12回）調査しました。

3 調査結果の概要

物質ごとの調査結果は表2に示すとおりです。

(1) 環境基準が設定されている物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、すべて環境基準を下回りました。

(2) 指針値が設定されている物質

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物の11物質は、すべて指針値を下回りました。

(3) その他の優先取組物質

酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒドの6物質については、環境省がとりまとめた「令和5年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果」における全国調査の範囲内でした。

また、本市では、令和4年度から、六価クロム化合物についても調査を実施しています。

表1 調査項目

No.	調査対象物質	調査地点	主な用途
		芳賀	
1	ベンゼン	○	化学物質の原料
2	トリクロロエチレン	○	代替フロン原料、洗浄剤
3	テトラクロロエチレン	○	代替フロン原料、溶剤、洗浄剤
4	ジクロロメタン	○	洗浄剤、溶剤
5	アクリロニトリル	○	合成樹脂の原料
6	塩化ビニルモノマー	○	合成樹脂の原料
7	水銀及びその化合物	○	計器類、水銀灯、蛍光灯、殺菌剤
8	ニッケル化合物	○	メッキ、電池、触媒
9	クロロホルム	○	代替フロン、フッ素樹脂の原料
10	1,2-ジクロロエタン	○	合成樹脂の原料、金属の脱脂、洗浄剤
11	1,3-ブタジエン	○	合成ゴムの原料、合成樹脂の原料
12	ヒ素及びその化合物	○	農薬、木材防腐、半導体の原料
13	マンガン及びその化合物	○	鉄鋼、乾電池
14	塩化メチル	○	樹脂の原料
15	トルエン	○	樹脂の原料
16	酸化エチレン	○	有機化合物の原料、界面活性剤の原料
17	アセトアルデヒド	○	合成樹脂の原料、自動車排ガス
18	ホルムアルデヒド	○	合成樹脂の原料、自動車排ガス、消毒薬、防腐剤
19	ベリリウム及びその化合物	○	銅合金の原料、セラミックスの原料
20	クロム及びその化合物	○	鉄合金（ステンレス）の原料、研磨剤、顔料
21	ベンゾ [a] ピレン	○	物の燃焼により発生
22	六価クロム化合物	○	顔料・染料の原料、酸化剤

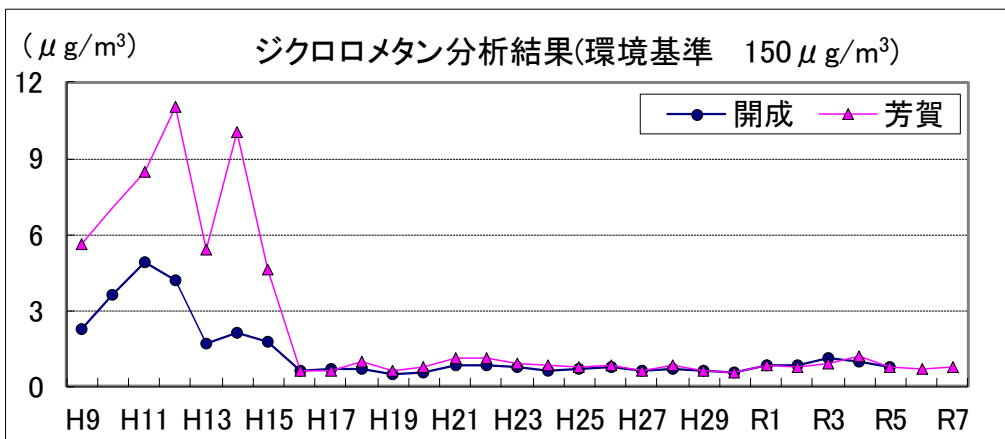
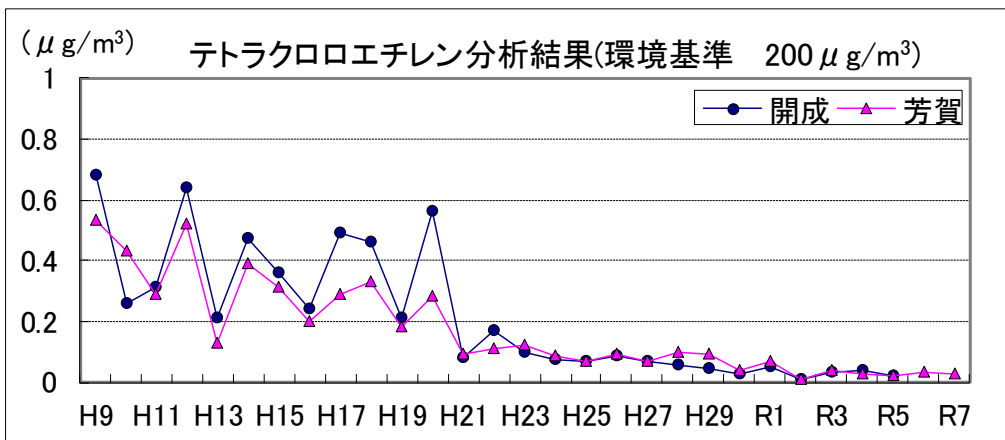
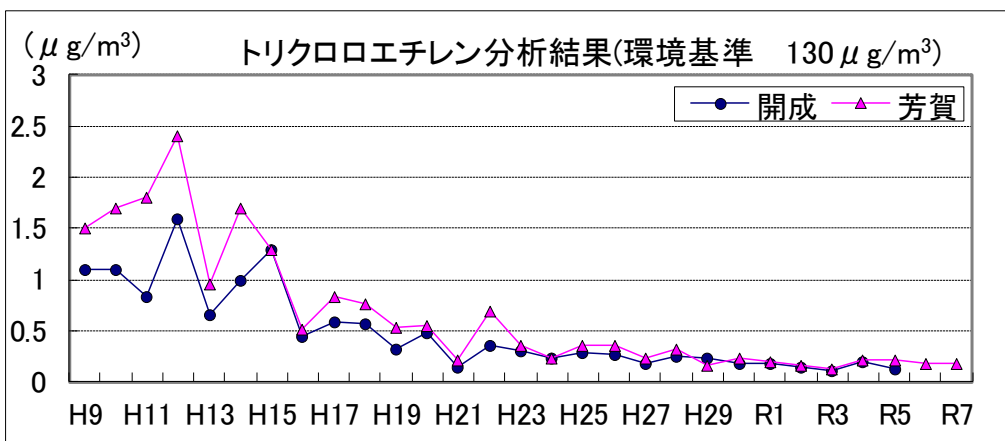
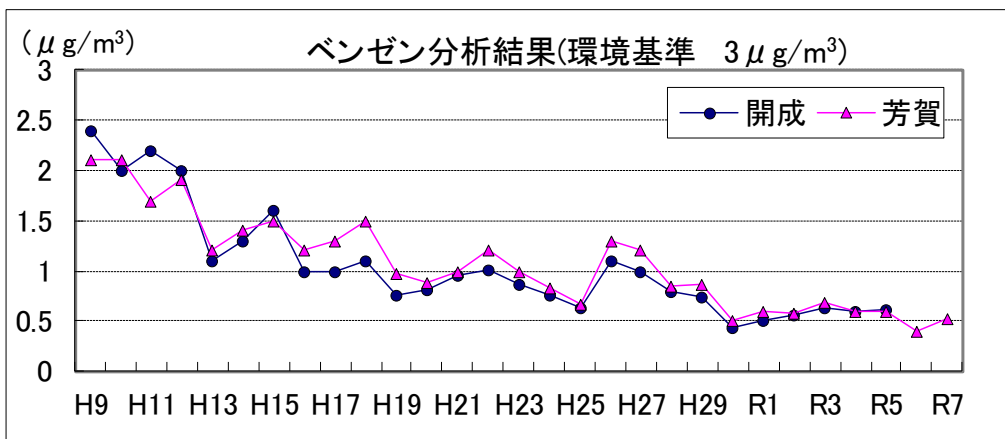
表2 調査結果

No.	調査対象物質	(単位)	調査地点	評価値※1		令和5年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果※2	
			芳賀	環境基準	指針値	平均値	濃度範囲
1	ベンゼン	μg/m ³	0.52	3	—	0.73	0.32~2.0
2	トリクロロエチレン	μg/m ³	0.17	130	—	0.91	0.0018~89
3	テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.028	200	—	0.084	0.0019~1.1
4	ジクロロメタン	μg/m ³	0.77	150	—	1.5	0.37~14
5	アクリロニトリル	μg/m ³	0.019	—	2	0.052	0.00080~0.65
6	塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.017	—	10	0.037	0.0015~1.7
7	水銀及びその化合物	ng/m ³	1.4	—	40	1.7	1.0~5.6
8	ニッケル化合物	ng/m ³	0.84	—	25	2.5	0.053~29
9	クロロホルム	μg/m ³	0.12	—	18	0.24	0.063~5.7
10	1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.11	—	1.6	0.20	0.055~11
11	1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.036	—	2.5	0.074	0.0029~0.63
12	ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.49	—	6	1.2	0.043~15
13	マンガン及びその化合物	ng/m ³	6.3	—	140	20	0.38~140
14	塩化メチル	μg/m ³	1.7	—	94	1.4	0.30~4.2
15	トルエン	μg/m ³	6.6	—	—	5.3	0.34~36
16	酸化エチレン	μg/m ³	0.052	—	—	0.075	0.015~1.9
17	アセトアルデヒド	μg/m ³	2.0	—	120	2.1	0.67~5.8
18	ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.7	—	—	2.5	0.27~7.3
19	ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.006	—	—	0.019	0.00080~0.40
20	クロム及びその化合物	ng/m ³	1.6	—	—	4.0	0.059~30
21	ベンゾ [a] ピレン	ng/m ³	0.037	—	—	0.13	0.0070~1.3
22	六価クロム化合物	ng/m ³	0.080	—	—	—	—

※1 環境基準は大気汚染に係る環境基準、指針値は環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値を示します。

※2 令和5年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果は、全体（一般環境、発生源周辺、沿道の3区分の合計）の値を引用しています。

図1 有害大気汚染物質の推移



3 一般環境大気中アスベストの状況

1 調査目的

一般環境大気中のアスベスト濃度については環境基準が定められておらず、常時監視の義務も課されていません。しかしながら、環境大気中のアスベスト濃度を継続的に監視、把握することは安全・安心を確保する上できわめて重要であり、今後、アスベストが使用されている可能性のある建築物の解体等が増加すると見込まれていることから、その実態を把握し市民への情報提供を行うため調査を実施しました。

2 調査内容

- (1) 調査時期 令和7年4月～令和8年3月（春季、秋季に各1回：連続する3日間）
- (2) 調査地点 郡山市環境保全センター（朝日三丁目5-7：主に住宅の用に供する地域）
- (3) 調査方法 「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）」
（令和4年3月 環境省水・大気環境局大気環境課）に基づく

3 調査結果の概要

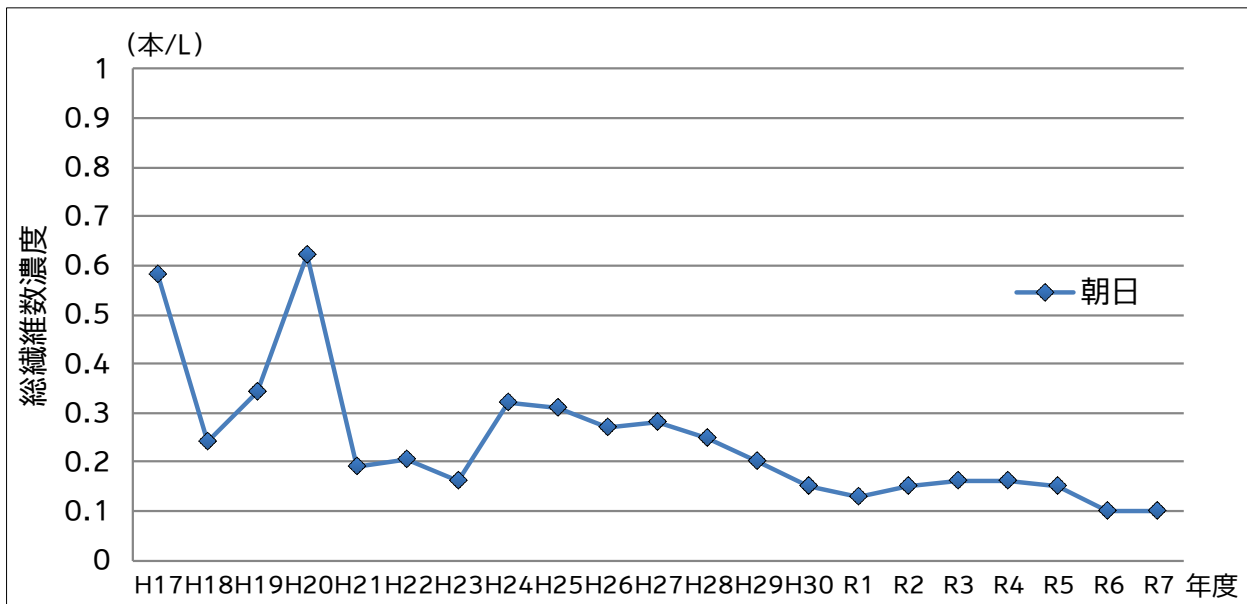
アスベスト以外の繊維も含む総繊維の濃度※は、表1及び図1に示すように、特に高い濃度は見られませんでした。

〔※総繊維数濃度（本/L）：アスベスト以外の繊維（植物など）も含む総繊維の濃度のことであり、採取した大気1リットル中に何本の繊維が含まれているかを示します。〕

表1 一般環境大気中アスベスト濃度調査結果（朝日）

調査月	6月（春季）	12月（秋季）
総繊維数濃度（本/L）	0.17	0.070
幾何平均値（本/L）	0.10	

図1 一般環境大気中アスベスト濃度調査結果（朝日）



4 酸性雨の状況（酸性雨等モニタリング調査結果）

東アジア地域では、大気汚染等の深刻な環境問題を抱えつつ経済が急速に発展しており、酸性雨を含む越境大気汚染とその影響が懸念されています。市では酸性雨の実態を把握するため、継続的にモニタリング調査を実施しています。

1 調査方法の概要

(1) 測定期間 令和7年4月～令和8年3月

(2) 実施機関 郡山市環境保全センター

(3) 調査地点

朝日：郡山市環境保全センター

堀口：郡山市上下水道局 堀口浄水場屋上

(4) 調査内容

pH、降水量、陽イオン、陰イオン

2 調査結果の概要

酸性雨とは、狭義には pH5.6 以下の雨のことですが、令和7年度の pH 平均値は朝日で 5.3、堀口で 5.1 でした（表1）。図1に地点ごとのイオン成分沈着量、表2及び図2に pH 平均値の推移を示しました。

表1 ろ過式酸性雨採取による調査結果

調査地点	年間降水量 (mm/年)	pH の年間平均値	年間沈着量 (単位:meq/m ² /年、※1)											
			H ⁺	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺	Total-ion	nss-SO ₄ ²⁻ (※2)	nss-Ca ²⁺
朝日	811.3	5.3	3.9	10.6	7.7	11.6	10.4	1.2	9.5	3.7	11.7	70.3	9.4	9.0
堀口	1145.9	5.1	9.9	16.3	11.7	20.1	18.5	1.6	7.6	5.8	10.5	102.0	13.3	6.5

※1 「1平方メートルの面積に1年間でどれだけのイオン（物質）が降下したか」を示す単位

※2 非海塩由来イオン（「nss-」は non-（非） sea（海） salt（塩）。海面から風に乗って運ばれてきた量（非人為的な量）を差し引いた人為由来のイオン量

図1 ろ過式酸性雨採取による調査結果(地点別)

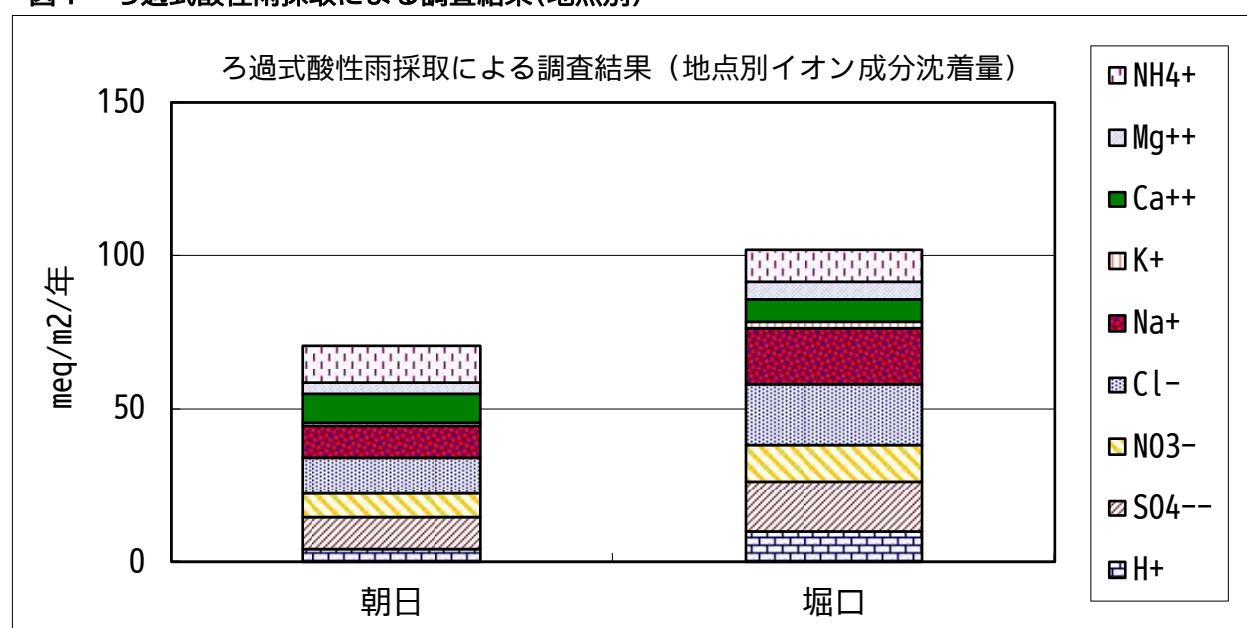
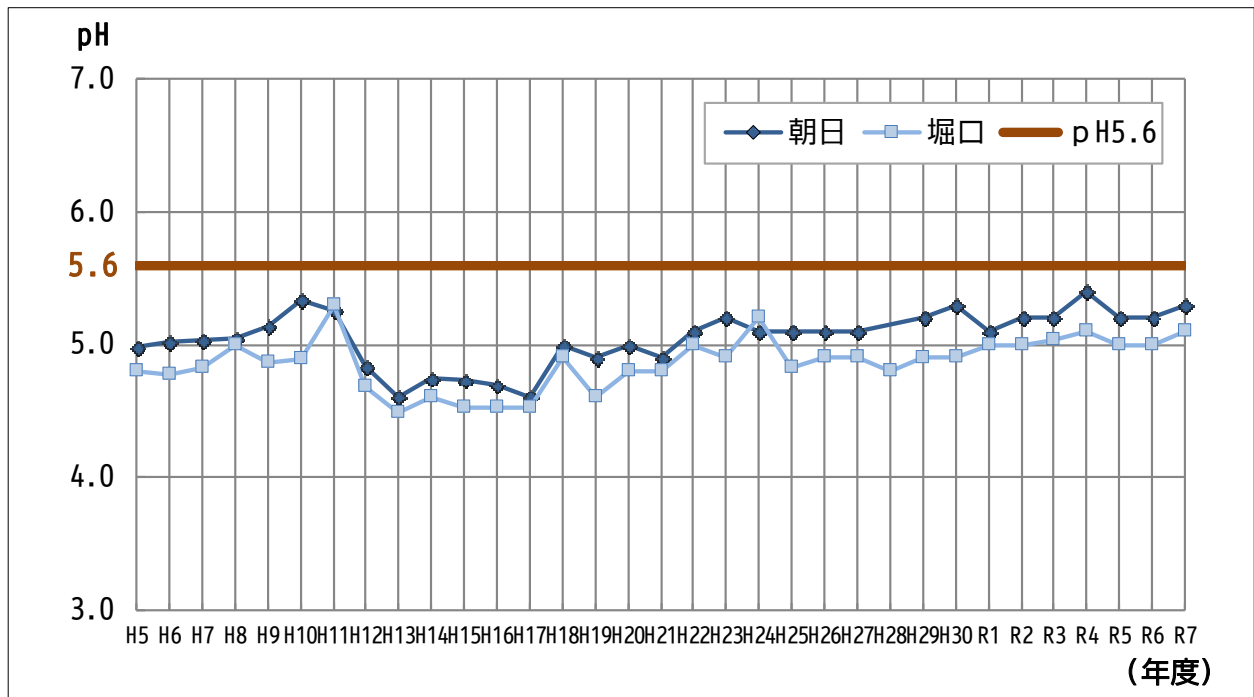


表2 酸性雨のpH平均値の推移

年度 調査地点	26	27	28	29	30	31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
朝日	5.1	5.1	—	5.2	5.3	5.1	5.2	5.2	5.4	5.2	5.2	5.3
堀口	4.9	4.9	4.8	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	5.1	5.0	5.0	5.1

図2 酸性雨のpH平均値の推移



5 河川の水質汚濁の状況（河川の水質調査結果）

この調査結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された令和7年度公共用水域水質測定計画に基づき、市が実施した河川の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定に基づき公表するものです。

1 調査方法の概要

(1) 調査期間

令和7年4月～令和8年3月

(2) 実施機関

郡山市環境保全センター

(3) 調査地点及び測定項目

ア 測定地点

河川の水質汚濁状況を監視するため、環境基準の類型指定を受けている4河川（6地点）及びその他の7河川（7地点）で水質の測定を行いました（表1）。

イ 測定項目

水質の汚濁に係る環境基準が定められている生活環境項目（pH、BOD等12項目）及び健康項目（カドミウム等26項目）のほか、特殊項目（フェノール類等5項目）、要監視項目（クロロホルム等32項目）、その他項目（アンモニア性窒素等6項目）計80項目（EPNが要監視項目とその他の項目で重複）、一般調査（流量等）について測定を行いました（表2）。

2 調査結果の概要

(1) 生活環境項目

pHやBOD等の生活環境の保全に関する5項目の年平均値等の結果を表3に示します。

有機物汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、環境基準が当てはめられている6地点全てで環境基準（75%値）を達成しました。図1に河川毎のBOD値の推移を示します。逢瀬川の中流（幕内橋上流）および下流（阿武隈川合流前）は住宅密集地域でありBODが高い値で推移していましたが、近年は他地点と同等程度まで改善される傾向にあります。

大腸菌数については、令和3年に新たな衛生微生物指標として「大腸菌群数」から「大腸菌数」へ見直しが行われ、令和7年度は環境基準が設定されている5地点中2地点で環境基準を超過していました。

(2) 健康項目

表5にカドミウム等26項目について、人の健康項目に係る環境基準の不適合回数を示します。4河川6地点の全ての調査地点において、環境基準に適合していました。

(3) 水生生物の保全に係る環境基準

水生生物の生息環境保全を目的として基準が設定されている全亜鉛等3項目の結果を表6に示します。4河川6地点の全ての調査地点において、環境基準に適合していました。

(4) 水生生物の保全に係る要監視項目

水生生物の生息環境を保全するために引き続き知見の集積に努めるべき物質として、クロロホルム等6項目について指針値が定められています。表7に示すように、逢瀬川と大滝根川の2河川2地点で測定した結果、全ての項目について指針値を下回っていました。

(5) 人の健康の保護に関する要監視項目

人の健康の保護に関連する物質のうち、水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として27項目が設定されています。表8に示すように、逢瀬川と大滝根川の2河川2地点で測定した結果、指針値が設定されている25項目について、全ての項目で指針値を下回っていました。

表1 測定地点

水系	水域名		調査地点名	環境基準類型指定
阿賀野川	舟津川		舟津橋	
	菅川		三浜橋上流	
	常夏川		大作橋上流	
阿武隈川	五百川		石筵川合流後	A・イ
	逢瀬川	上流	馬場川合流点前	A・イ・基
		中流	幕ノ内橋上流	B・イ・基
		下流	阿武隈川合流前	C・イ・基
	大滝根川		阿武隈川合流前	A・イ・基
	谷田川		谷田川橋	A・イ
	桜川		小泉橋	
	藤田川		阿武隈川合流前	
	亀田川		逢瀬川合流前	
笹原川		新橋		

注1) 「イ」「ロ」「ハ」は水域類型の達成期間を表す。「イ」は直ちに達成。

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成。「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成。

注2) 「基」は、環境基準地点

表2 測定項目

項目区分	測定項目
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)、溶存酸素(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、フッ素、ホウ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン
特殊項目	フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム
要監視項目	クロロホルム、トリス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)
その他の項目	アンモニア性窒素、オルトリン酸態燐、塩化物イオン、陰イオン界面活性剤、電気伝導率、EPN
一般調査	天候、気温、水温、色相、臭気、濁り、流量、透視度

表3 生活環境項目の結果

水系	水域名	調査地点	項 目				
			pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100 mL)
阿賀野川	舟津川	舟 津 橋	7.1	<0.5	1	9.9	76
	菅 川	三浜橋上流	7.3	0.5	2	9.5	360
	常夏川	大作橋上流	7.2	<0.5	3	9.6	160
阿武隈川	五百川	石筵川合流後 (環境基準A類型)	7.6 (6.5~8.5)	0.6 (2以下)	2 (25以下)	11 (7.5以上)	170 (300以下)
		馬場川合流点前 (環境基準A類型)	7.4 (6.5~8.5)	0.6 (2以下)	5 (25以下)	10 (7.5以上)	220 (300以下)
	逢瀬川	幕ノ内橋上流 (環境基準B類型)	7.8 (6.5~8.5)	1.2 (3以下)	7 (25以下)	12 (5.0以上)	340 (1,000以下)
		阿武隈川合流前 (環境基準C類型)	8.0 (6.5~8.5)	2.0 (5以下)	5 (50以下)	12 (5.0以上)	150 (-)
	大滝根川	阿武隈川合流前 (環境基準A類型)	7.9 (6.5~8.5)	1.0 (2以下)	3 (25以下)	10 (7.5以上)	320 (300以下)
	谷田川	谷田川橋 (環境基準A類型)	7.7 (6.5~8.5)	1.4 (2以下)	8 (25以下)	10 (7.5以上)	360 (300以下)
	藤田川	阿武隈川合流前	7.7	1.6	8	10	310
	桜 川	小 泉 橋	8.0	1.2	2	10	3,800
	亀田川	逢瀬川合流前	7.7	1.3	3	10	930
	笹原川	新 橋	7.4	1.0	8	10	490

注) 1. BODの評価は、環境省の定める方法による。(75%値)

2. 大腸菌数の評価は、環境省の定める方法による。(90%値)

■ の様に網掛け表示されているものは、基準値超過を示しています。

表4 環境基準（BOD）の適合率

水域名 (調査地点)	類型指定 (環境基準)	R3 年度 適合率 (%)	R4 年度 適合率 (%)	R5 年度 適合率 (%)	R6 年度 適合率 (%)	R7 年度 適合率 (%)
五百川 (石筵川合流後)	A (2以下)	100	100	100	100	100
逢瀬川 (馬場川合流点前)	A (2以下)	100	100	100	100	100
逢瀬川 (幕ノ内橋上流)	B (3以下)	100	100	92	100	100
逢瀬川 (阿武隈川合流前)	C (5以下)	100	100	100	100	100
大滝根川 (阿武隈川合流前)	A (2以下)	100	100	100	100	100
谷田川 (谷田川橋)	A (2以下)	92	92	92	83	100

※1：適合率（%）＝（環境基準に適合している検体数／総検体数）×100

※2：逢瀬川（阿武隈川合流前）の環境基準はD類型（8mg/L）でありましたが、平成18年4月からC類型（5mg/L）に改正されました。

図1 河川のBOD値の推移

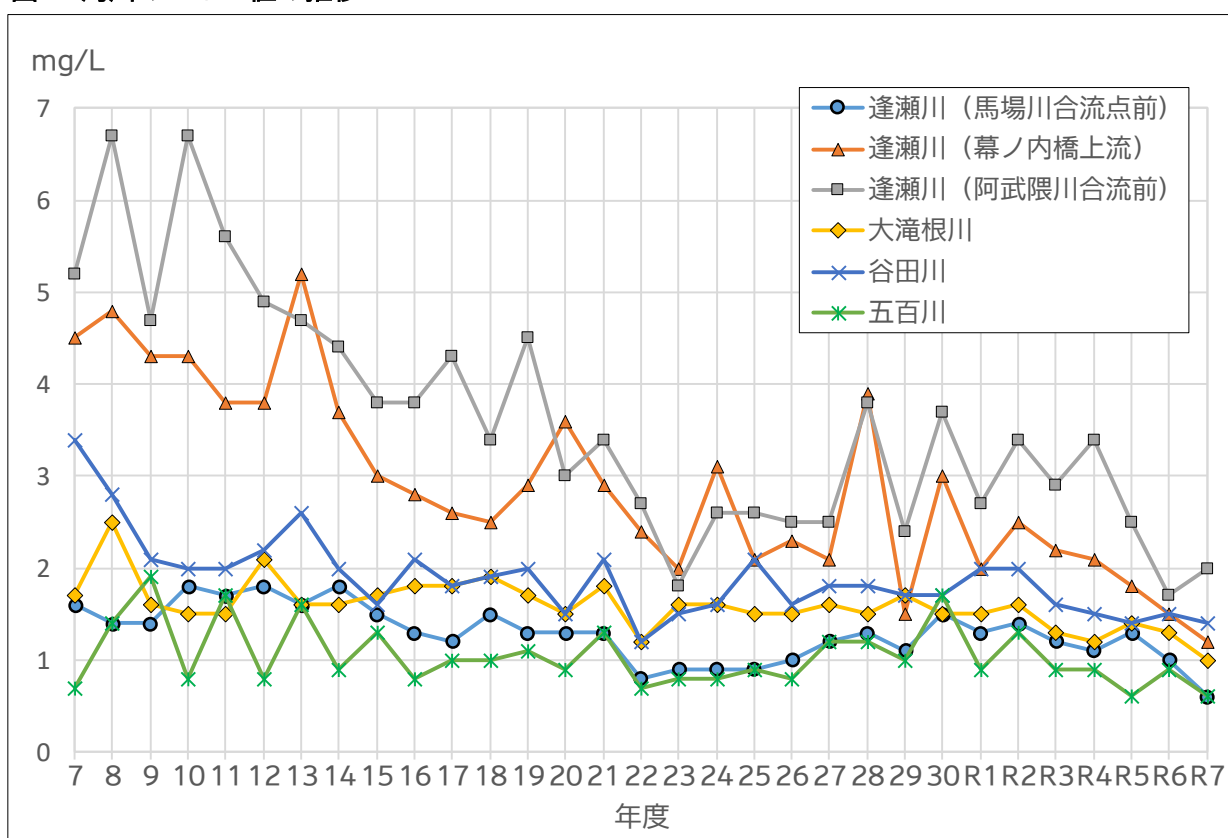


表5 健康項目に係る環境基準の不適合回数

測定項目	逢瀬川			大滝根川	谷田川	五百川	合計
	馬場川 合流点前	幕ノ内橋 上流	阿武隈川 合流前	阿武隈川 合流前	谷田川橋	石筵川 合流後	
カドミウム	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
全シアン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
鉛	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
六価クロム	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
砒(ひ)素	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
総水銀	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
P C B	-	-	0/1	0/1	-	0/1	0/3
ジクロロメタン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
四塩化炭素	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
1,2-ジクロロエタン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
1,1-ジクロロエチレン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
1,1,1-トリクロロエタン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
1,1,2-トリクロロエタン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
トリクロロエチレン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
テトラクロロエチレン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
1,3-ジクロロベンゼン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
チウラム	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/12
シマジン	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/12
チオベンカルブ	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/12
ベンゼン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
セレン	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/6	0/66
ふっ素	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/6	0/66
ほう素	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/2	0/18
1,4-ジオキサリン	0/2	0/2	0/2	0/2	0/1	0/1	0/10
合計	0/70	0/70	0/109	0/109	0/107	0/58	0/523

注) 環境基準不適合回数 / 測定回数

表6 水生生物の保全に係る環境基準

項目 調査地点		全亜鉛 (mg/L)		ノニルフェノール (mg/L)		LAS (mg/L)	
		平均値	環境基準	平均値	環境基準	平均値	環境基準
逢瀬川	馬場川合流点前	0.001	0.03 以下	<0.00006	0.001 以下	0.0008	0.03 以下
	類型指定生物 A						
	幕ノ内橋上流	0.005		<0.00006	0.002 以下	0.0057	
	類型指定生物 B						
	阿武隈川合流前	0.004		<0.00006	0.0032	0.05 以下	
	類型指定生物 B						
大滝根川	阿武隈川合流前	0.002	<0.00006	0.0040	0.05 以下		
	類型指定生物 B						
谷田川	谷田川橋	0.005	<0.00006	0.001 以下	0.0016	0.03 以下	
	類型指定生物 A						
五百川	石筵川合流後	0.004	<0.00006	0.0030	0.03 以下		
	類型指定生物 A						

生物 A：イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
 生物 B：コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

表7 水生生物の保全に係る要監視項目の結果

調査項目	水域名	逢瀬川	大滝根川	類型指定	指針値
	調査地点	阿武隈川合流前	阿武隈川合流前		
	調査年月日	令和7年7月3日	令和7年7月1日		
クロロホルム (mg/L)		<0.0006	<0.0006	生物 B	3 mg/L以下
フェノール (mg/L)		<0.001	<0.001	生物 B	0.08 mg/L以下
ホルムアルデヒド (mg/L)		<0.003	<0.003	生物 B	1 mg/L以下
4-tert-ブチルフェノール (mg/L)		<0.00003	<0.00003	生物 B	0.004 mg/L以下
アニリン (mg/L)		<0.002	<0.002	生物 B	0.02 mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール (mg/L)		<0.0003	<0.0003	生物 B	0.03 mg/L以下

表8 人の健康の保護に関する要監視項目の結果

調査項目	水域名	逢瀬川	大滝根川	指針値 (人の健康の保護に関するもの)
	調査地点	阿武隈川合流前	阿武隈川合流前	
	調査年月日	令和7年7月3日	令和7年7月1日	
クロロホルム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	0.06 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	0.04 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.006	<0.006	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	<0.02	<0.02	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	(mg/L)	<0.0008	<0.0008	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	(mg/L)	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
オキシ銅	(mg/L)	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
クロロタロニル	(mg/L)	<0.004	<0.004	0.05 mg/L以下
プロピザミド	(mg/L)	<0.0008	<0.0008	0.008 mg/L以下
E P N	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L以下
ジクロロボス	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	0.03 mg/L以下
イプロベンホス	(mg/L)	<0.0008	<0.0008	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン	(mg/L)	<0.0001	<0.0001	—
トルエン	(mg/L)	<0.06	<0.06	0.6 mg/L以下
キシレン	(mg/L)	<0.04	<0.04	0.4 mg/L以下
7-フルオロフェニルヒキシル	(mg/L)	<0.006	<0.006	0.06 mg/L以下
ニッケル	(mg/L)	<0.001	<0.001	—
モリブデン	(mg/L)	<0.007	<0.007	0.07 mg/L以下
アンチモン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	(mg/L)	<0.00004	<0.00004	0.0004mg/L以下
全マンガン	(mg/L)	0.02	0.04	0.2 mg/L以下
ウラン	(mg/L)	<0.0002	0.0002	0.002 mg/L以下
PFOS及びPFOA	(mg/L)	0.0000039	0.0000031	0.00005 mg/L以下

6 湖沼の水質汚濁の状況（湖沼の水質調査結果）

この調査結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された令和7年度公共用水域水質測定計画に基づき、市が実施した湖沼の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定に基づき公表するものです。

1 調査方法の概要

(1) 測定期間

令和7年4月～令和7年11月

(2) 実施機関

郡山市環境保全センター

(3) 調査地点及び測定項目

ア 測定地点

湖沼の水質汚濁状況を監視するため、猪苗代湖の本市の区域で、浜路浜、舟津港、青松浜の3地点で水質の測定を行いました（表1）。

イ 測定項目

水質の汚濁に係る環境基準が定められている生活環境項目（pH、COD等10項目）及び健康項目（ふっ素等2項目）のほか、特殊項目（鉄類等2項目）及びその他項目（プランクトン等7項目）計21項目、一般調査（透明度等）について測定を行いました（表2）。

2 調査結果の概要

(1) 生活環境項目

pHやCOD等の生活環境の保全に関する5項目の年平均値等の結果を表3に示します。

湖の有機物汚濁の代表的指標であるCOD（化学的酸素要求量）は平成12年頃から上昇し始め、近年は1.3mg/L前後で横ばい状態であり、令和7年度においても同様の結果でした（図1）。適合率は表4に示すとおり環境基準を達成しており良好な水質を維持しております。

また、過去に猪苗代湖のpHは5程度を示していましたが、平成10年度頃から上昇し、近年はpH7.0前後を推移しています（図2）。中性化の進行に伴い、平成17年度には初めて大腸菌群数が環境基準を超過して確認され、以降、常態化する傾向にありましたが、令和4年度に環境基準項目が「大腸菌群数」から「大腸菌数」へ改正され、よりの確にふん便汚染を捉えることが可能となりました※。その結果、令和7年度の測定において「大腸菌数」は3地点ともに環境基準を達成していました。

また、富栄養化の代表的指標である「全りん」は、表5に示すとおり3地点とも環境基準を達成していました。

※ 大腸菌群数については、その測定値にふん便汚染のない水や土壤等に分布する自然由来の細菌をも含んだ値が検出・測定されると考えられ、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても、大腸菌が検出されない場合があり、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられた。一方、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として大腸菌数があり、大腸菌群に係る環境基準が制定された当時の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術はなかったが、今日では、簡便な大腸菌の培養技術が確立されていることから、大腸菌群数から大腸菌数へ見直されました。

(2) 健康項目

ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、環境基準値を下回っていました。

(3) 特殊項目及びその他の項目

前年度の結果と比較して検出下限以下及び横ばいで、大きな変化は確認されませんでした（特殊項目及びその他の項目には、環境基準値の設定なし。）。

表1 測定地点

水系	水域名	調査地点名	環境基準 類型指定
阿賀野川	猪苗代湖	浜路浜	A補助点
		舟津港	
		青松浜	

表2 測定項目

項目区分	測定項目
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素 (DO)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、大腸菌数、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS
健康項目	ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
特殊項目	溶解性鉄、溶解性マンガン
その他の項目	オルトリン酸態りん、塩化物イオン、硫酸イオン、アルミニウム、電気導電率、クロロフィルa、プランクトン
一般調査	天候、気温、水温、臭気、濁り、透明度、水色

表3 水質測定計画に基づく湖沼の調査結果

水系	水域名	調査地点	項目				
			pH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
阿賀野川	猪苗代湖	浜路浜 (環境基準)	7.0	1.3 (3以下)	<1 (5以下)	9.4 (7.5以上)	<1 (300以下)
		舟津港 (環境基準)	7.0	1.3 (3以下)	<1 (5以下)	9.5 (7.5以上)	<1 (300以下)
		青松浜 (環境基準)	7.0	1.4 (3以下)	<1 (5以下)	9.4 (7.5以上)	3 (300以下)

- 注) 1. CODの評価は、環境省の定める方法による。(75%値)
 2. 大腸菌の評価は、環境省の定める方法による。(90%値)

表4 環境基準 (COD) の適合率

調査地点	類型 (基準)	R3年度適合率 (%)	R4年度適合率 (%)	R5年度適合率 (%)	R6年度適合率 (%)	R7年度適合率 (%)
浜路浜	A (3以下)	100	100	100	100	100
舟津港		100	100	100	100	100
青松浜		100	100	100	100	100

表5 全りんの測定結果 (単位: mg/L)

調査地点	平均値	最大値	最小値	環境基準
浜路浜	0.003	0.004	<0.003	0.01
舟津港	0.003	0.003	<0.003	
青松浜	0.004	0.006	<0.003	

図1 湖南3地点のCOD推移

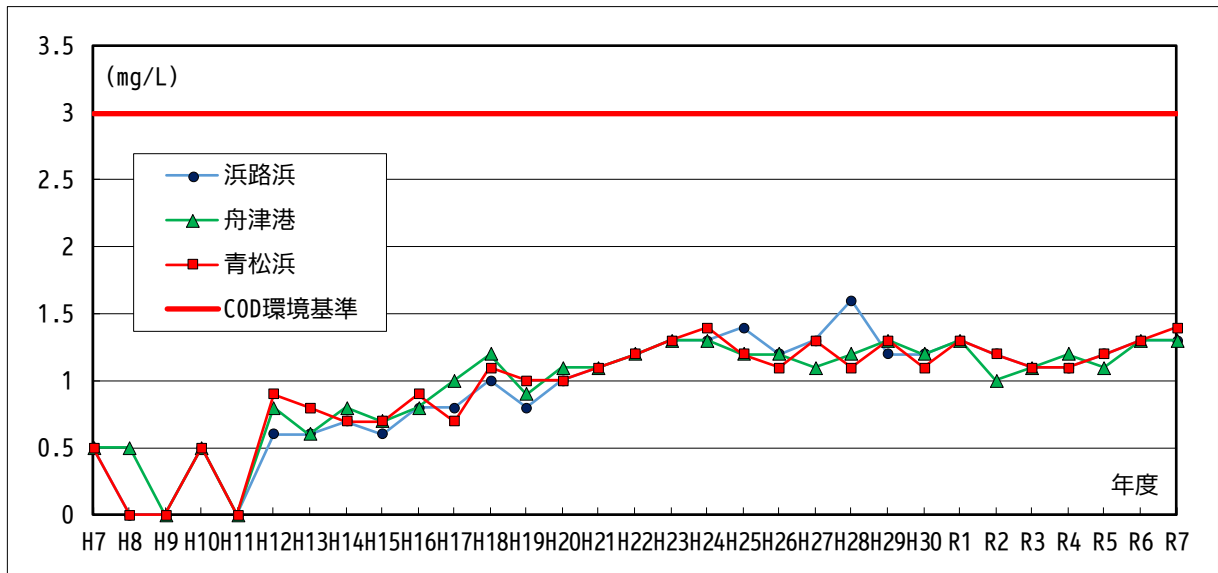


図2 湖南3地点のpH推移

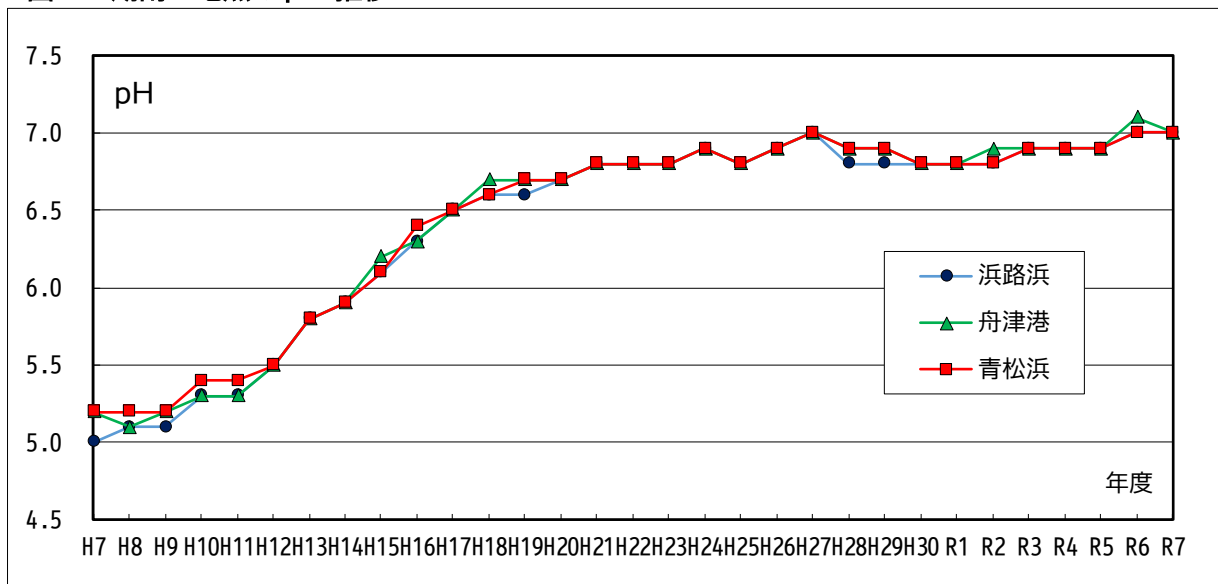
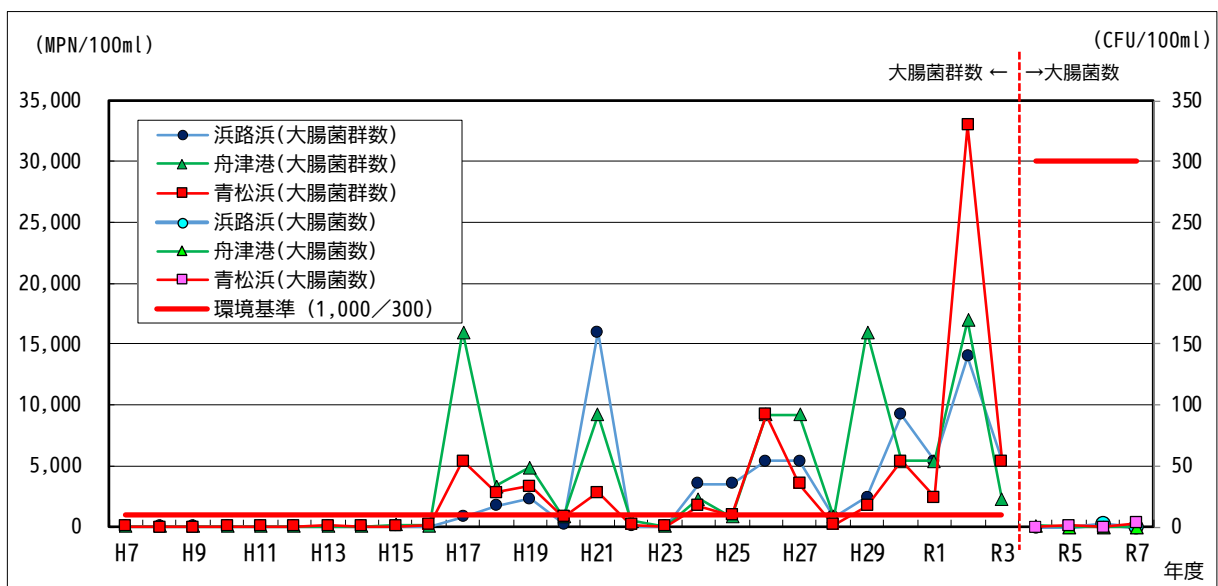


図3 湖南3地点の大腸菌群数 (~R3)、大腸菌数 (R4~) の推移



7 地下水汚染の状況

この調査結果は、水質汚濁防止法第16条第1項に基づき策定された令和7年度地下水の水質測定計画に基づき、市が実施した地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定に基づき公表するものです。

1 調査方法の概要

(1) 測定期間

令和7年4月～令和8年3月

(2) 実施機関

郡山市環境保全センター

(3) 調査の区分及び調査項目

調査の区分は表1、調査地点及び調査項目は表2に示すとおりです。

表1 調査の区分

調査の区分	調査内容等
概況調査	地域の地下水の水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査であり、下記の二つに区分される。
ローリング方式	測定地点は、県内を緯経度法により概ね10km四方のメッシュに区分して、山間部を除いて各メッシュから原則として1箇所の井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを調査する。
定点方式 (事業場周辺)	有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の直近にある井戸を調査する。
継続監視調査	概況調査等により汚染が確認された井戸を経年的なモニタリング地点として選定し、継続的な監視を行う調査。

表2 水質調査地点及び調査項目

調査区分	調査地点	調査項目
概況調査	田村町田母神 (1地点)	カドミウム、全アツ、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、メチル水銀、ホリ塩化ビフェニル、ジクロロメタ、四塩化炭素、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエタン、テトラクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジメチル、ダイオキシン類、ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)
	熱海町石筵 (1地点)	
調査	日和田町高倉	カドミウム、全アツ、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、ジクロロメタ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
	日和田町	
	田村町金屋	
	待池台	
継続監視調査	市内15地点	鉛、ヒ素、クロロホルム、ジクロロメタ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエタン、テトラクロロエタン、ベンゼン、ふっ素、ほう素、1,4-ジメチル

2 調査結果の概要

表3及び表4に概要を示しました。

(1) 概況調査

ア ローリング方式

2地点のうち、環境基準を超過した地点はありませんでした。

イ 定点方式（事業場周辺）

4地点のうち、環境基準を超過した地点はありませんでした。

(2) 継続監視調査

15地点のうち、環境基準を超過したのは6地点でした。

表3 調査結果の概要（その1）――汚染井戸、未汚染井戸数

調査の種類		汚 染 井 戸		未汚染井戸数	調 査井戸数
		環境基準値超過井戸数	環境基準値以内井戸数		
概況調査	ローリング方式	0	0	2	2
	定点方式（事業場周辺）	0	0	4	4
継続監視調査		5	8	2	15
合 計		5	8	8	21

表4 調査の概要（その2）――環境基準超過の項目及び濃度範囲

調査の種類		環境基準超過項目	基準超過地点数 ／測定地点数	超過範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
概況調査	ローリング方式	—	0／2	—	—
	定点方式（事業場周辺）	—	0／4	—	—
継続監視調査		クロロホルム	3／3	0.0079～0.019	0.002
		1,2-ジクロロホルム	5／14	0.089～0.68	0.04
		トリクロロホルム	1／14	0.10	0.01
合 計（実数）			5／21	—	—

※複数の項目で基準超過している地下水あり。

3 環境基準値超過の汚染の原因

環境基準値超過の汚染が確認され、超過した項目等については下表のとおりです。

表5 継続監視調査

調査地点	環境基準値超過項目	汚 染 原 因
笹川周辺地区1	クロロホルム 1,2-ジクロロホルム トリクロロホルム	事業者による原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
富久山町福原 周辺地区 1	1,2-ジクロロホルム	周辺事業場の原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
栄町周辺地区	クロロホルム 1,2-ジクロロホルム	事業者による原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
富田町周辺地区	クロロホルム 1,2-ジクロロホルム	周辺事業場の原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
昭和周辺地区	1,2-ジクロロホルム	原因不明。

4 調査結果に基づく行政対応

(1) 井戸所有者への飲用指導等

井戸所有者に対しては調査結果を通知するとともに、保健所と連携して飲用指導及び利用方法についての助言を行っています。

(2) 工場・事業場への指導

汚染地区の周辺に立地するトリクロロエチレン等の使用工場・事業場に対しては、

- ア 有害物質及び有害物質を含有する廃棄物の適正管理
- イ 排水系路及び排水処理施設の管理徹底
- ウ 観測井戸の設置及び定期的な地下水モニタリングの実施
- エ 早期の汚染浄化

などを指導しました。

8 ダイオキシン類による汚染の状況（環境調査結果）

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、大気、水質（水底の底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しています。本調査測定結果について、同法第 27 条第 3 項の規定に基づき公表するものです。

1 調査の種類及び実施状況

調査の種類	実施状況
大気 (一般環境)	市内 1 地点において、夏期及び冬期の年 2 回調査を実施。
公共用水域水質 (河川)	市内 2 河川において、夏期及び冬期の年 2 回調査を実施。
公共用水域底質 (河川)	市内 2 河川において、夏期の年 1 回調査を実施。
地下水質	市内を概ね 10km メッシュに区分し、ローリング方式により毎年 2 地点の調査を実施。
土壌 (一般環境)	市内の公共施設等の土壌 1 箇所の調査を実施。
土壌 (発生源周辺)	市内の廃棄物焼却炉を持つ事業場の内、2 事業場周辺土壌の調査を実施。

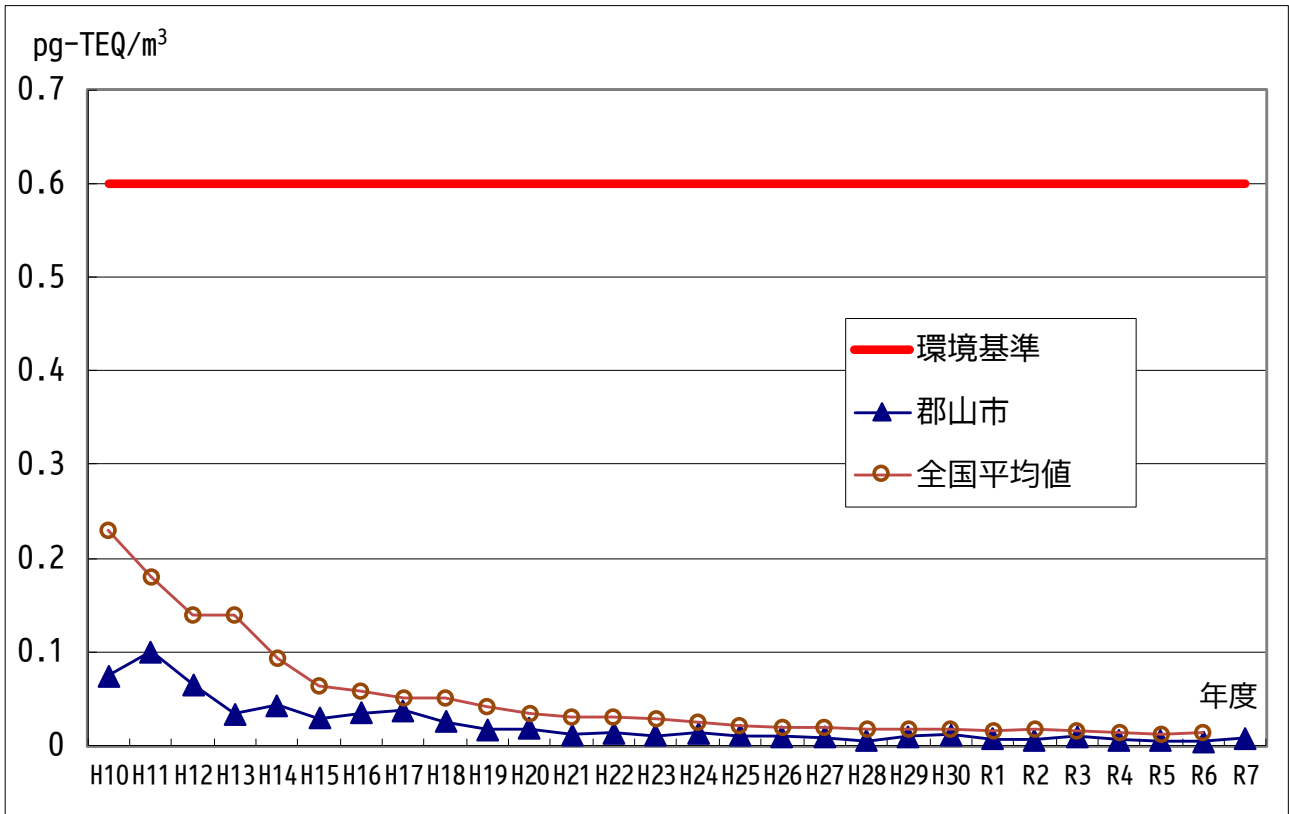
2 調査結果一覧

全ての調査地点で、環境基準以内でした。図 1 に大気（一般環境）中の濃度推移を示します。

調査の種類	調査地点	測定結果	環境基準	令和 6 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(全国)	
				平均値	濃度範囲
大気 (一般環境)	音楽・文化交流館	0.0075	0.6	0.013	0.0017 ~0.32
公共用水域水質 (河川)	逢瀬川	0.18	1	0.22	0.010 ~2.6
	大滝根川	0.14			
公共用水域底質 (河川)	逢瀬川	0.25	150	5.0	0.035 ~290
	大滝根川	0.31			
地下水質	日和田町八丁目	0.057	1	0.049	0.0073 ~0.93
	逢瀬町多田野	0.057			
土壌 (一般環境)	宇倍公園	9.8	1,000	1.5	0~100
土壌 (発生源周辺)	富久山クリーンセンタ ー	1.5		3.4	0~130
	福島県県中浄化センタ ー	0.014			

単位 大気 pg-TEQ/m³
水質 pg-TEQ/L
底質・土壌 pg-TEQ/g

図1 大気（一般環境）中のダイオキシン類濃度の推移



調査地点：H10,11年度 環境保全センター屋上
 H12年度から 開成山公園（現在：音楽・文化交流館）

9 ダイオキシン類による汚染の状況 (自主測定及び立入調査結果)

ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、特定施設を設置する事業者は、排出ガスや排出水、ばいじん及び焼却灰その他燃えがら中のダイオキシン類を年1回以上測定し市に報告することが義務づけられており、当該年度に報告があった測定結果について、同法第28条第4項に基づき公表するものです。

また、同法第34条に基づき、当該施設を有する事業所の排出ガス及び排出水の基準適合状況を確認するため、立入調査を実施した結果について公表するものです。

1 自主測定結果の概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（規制対象となる施設）が稼動している8事業所すべてから報告がありました。

(1) 排出ガス

廃棄物焼却炉等の排出ガス中のダイオキシン類濃度について、8事業所12施設から測定結果の報告がありました。その結果は、排出ガス1立方メートル当たり0～1.1ng-TEQの範囲にあり、全ての施設において大気排出基準に適合していました。

表1 自主測定結果（廃棄物焼却炉：排出ガス）

廃棄物焼却炉の 焼却能力	対 象 施設数	測 定 実 施 施設数	測 定 実 施 率 (%)	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	適合状況		排出基準 適合率 (%)
					適	不適	
4,000kg/h以上	4	4	100	0.0012 ～ 0.015	4	0	100
4,000kg/h未満 2,000kg/h以上	1	1	100	0.22	1	0	100
2,000kg/h未満	7	7	100	0 ～ 1.1	7	0	100
計	12	12	100	0 ～ 1.1	12	0	100

(2) 排水水

特定施設の排水水中のダイオキシン類濃度について、3事業所3施設から測定結果の報告がありました。その結果は、排水水1リットル当たり0.000099～0.0024pg-TEQの範囲にあり、全ての施設において水質排出基準に適合していました。

表2 自主測定結果（排水水）

特定施設の種 類	対 象 施設数	測定実施 施設数	測 定 実施率 (%)	測定結果 (pg-TEQ/L)	適合状況		排出基準 適合率(%)
					適	不適	
廃棄物焼却炉 灰の貯留施設	2	2	100	0.000099 ～0.00024	2	0	100
下水道終末 処理施設	1	1	100	0.0024	1	0	100
計	3	3	100	0.000099～ 0.0024	3	0	100

(3) 廃棄物焼却炉の焼却灰及びばいじん（すすや燃えかす等の微粒子）

焼却灰のダイオキシン類濃度について、8事業所12施設から測定結果の報告がありました。その結果は、焼却灰1グラム当たり0～0.54ng-TEQの範囲にあり、報告のあった事業所においては、埋立等の処理の基準に適合していました。

ばいじんについては、6事業所7施設から報告があり、その結果は、ばいじん1グラム当たり0～2.0ng-TEQの範囲にあり、埋立等の処理の基準に適合していました。

表3 自主測定結果（廃棄物焼却炉：焼却灰）

廃棄物焼却炉の 焼却能力	対 象 施設数	測 定 実 施 施設数	測定実施 率(%)	測定結果 (ng-TEQ/g)	適合状況		処理基準の 適合率(%)
					適	不適	
4,000kg/h以上	4	4	100	0.011 ～ 0.034	4	0	100
4,000kg/h未満 2,000kg/h以上	1	1	100	0.54	1	0	100
2,000kg/h未満	7	7	100	0 ～ 0.016	7	0	100
計	12	12	100	0 ～ 0.54	12	0	100

表4 自主測定結果（廃棄物焼却炉：ばいじん）

廃棄物焼却炉の 焼却能力	対 象 施設数	測 定 実施 施設数	測定実施 率(%)	測定結果 (ng-TEQ/g)	適合状況 (※1,※2)		処理基準の 適合率(%)
					適	不適	
4,000kg/h以上	2	2	100	0.35 ～ 0.53	2	0	100
4,000kg/h未満 2,000kg/h以上	1	1	100	0.29	1	0	100
2,000kg/h未満	4	4	100	0 ～ 2.0	4	0	100
計	7	7	100	0 ～ 2.0	7	0	100

※1 ばいじん、焼却灰、燃え殻に含有されるダイオキシン類の基準はない。

※2 ばいじん、焼却灰、燃え殻の処分等を行う際は、埋立等の処理の基準（3ng-TEQ/g）以下になるよう、セメント固化処理、薬剤処理又は酸抽出処理等により溶出防止対策を行い、適正に最終処分をしなければならない。

2 立入検査結果の概要

特定施設を有する10事業所16施設のうち、2事業所の2施設についての排出ガス、1事業所の排水について立入検査した結果、それぞれの施設で大気排出基準及び水質排出基準に適合していました。

表5 立入検査結果（廃棄物焼却炉：排出ガス）

事業所名 (廃棄物焼却炉の焼却能力)	検査年月日	検査結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng-TEQ/m ³)	適合 状況
郡山市富久山クリーンセンター 2号炉 (6,250kg/h)	R7.11.7	0.0089	1	適
郡山市河内クリーンセンター 2号炉 (6,250kg/h)	R7.12.24	0.0011	1	適

表6 立入検査結果（排水）

事業所名	検査年月日	検査結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	適合 状況
郡山市河内クリーンセンター	R7.7.9	0	10	適

ダイオキシン類排出状況の自主測定結果個表〈排出ガス等〉

番号	工場または事業所名称	対象施設名	特定施設の種類の	能力 (kg/h)	排出ガス			焼却灰等			ばいじん		
					測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	適用基準 適合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	基準値 (ng-TEQ/g)	適用基準 適合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	基準値 (ng-TEQ/g)	適用基準 適合状況
1	日本全業工業(株)	2号焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	100	0	10	○	0	3	○	0	3	○
2	(株)二瓶商店郡山事業所	焼却炉1	1-5 廃棄物焼却炉	195	0.8	10	○	0.0023	3	○	0.54	3	○
3	(株)二瓶商店郡山事業所	焼却炉2	1-5 廃棄物焼却炉	700	1.1	10	○	0.016	3	○	2.0	3	○
4	郡山リサイクル協同組合	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	3,880	0.22	5	○	0.54	3	○	0.29	3	○
5	郡山市河内クリーンセンター	焼却炉1号	1-5 廃棄物焼却炉	6,250	0.015	1	○	0.012	3	○	0.35	3	○
6	郡山市河内クリーンセンター	焼却炉2号	1-5 廃棄物焼却炉	6,250	0.0012	1	○	0.011	3	○			
7	郡山市富久山クリーンセンター	焼却炉1号	1-5 廃棄物焼却炉	6,250	0.0062	1	○	0.034	3	○	0.53	3	○
8	郡山市富久山クリーンセンター	焼却炉2号	1-5 廃棄物焼却炉	6,250	0.0018	1	○	0.012	3	○			
9	犬・猫保護管理所	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	90	0.32	10	○	0	3	○	-	-	-
10	(株)田村工務店	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	69.3	0.30	5	○	0	3	○	-	-	-
11	(株)福島県食肉流通センター	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	150	0.06	5	○	0	3	○	0	3	○
12	(株)福島県食肉流通センター	3号汚泥焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	190	0.072	5	○	0	3	○	-	-	-
	東邦興産(株)	焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	114.8	稼動なし								

ダイオキシン類排出状況の自主測定結果個表〈排出水〉

番号	工場または事業所名称	対象施設名	特定施設の種類の	排水量 (m ³ /日)	排水水 測定結果 (pg-TEQ/L)	排水水 基準値 (pg-TEQ/L)	適用基準 適合状況
13	郡山市河内クリーンセンター	灰ピット	2-15 灰の貯留施設	0.0	0.000099	10	○
14	郡山市富久山クリーンセンター	灰ピット	2-15 灰の貯留施設	18.2	0.00024	10	○
15	県中浄化センター	-	2-18 下水道終末処理場	121,284	0.0024	10	○

10 環境騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の一般地域における環境騒音の状況について、同法第21条の2に基づき測定した結果の環境基準の達成状況を取りまとめたものです。

1 調査方法の概要

(1) 測定時期 令和7年5月～令和7年6月

(2) 実施機関 郡山市環境保全センター

(3) 調査地点

表1に示すとおり、騒音に係る環境基準の類型指定地域内で、騒音レベルを代表すると考えられる5箇所で測定を実施しました。

2 調査結果の概要

表1に示すように、昼夜とも5箇所全てで基準を満足していました。

表1 環境騒音測定結果（一般地域）

（単位：デシベル）

測定地点	環境基準地域の類型	都市計画の用途地域	騒音レベル（Leq） （環境基準）	
			昼間	夜間
①朝日三丁目	B 類型	第一種住居地域	50 (55)	43 (45)
②喜久田町卸三丁目	C 類型	準工業地域	54 (60)	48 (50)
③清水台一丁目	C 類型	商業地域	49 (60)	45 (50)
④安積町長久保一丁目	A 類型	第一種中高層住居専用地域	47 (55)	42 (45)
⑤緑ヶ丘東七丁目	A 類型	第一種低層住居専用地域	43 (55)	38 (45)

(注) 1 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯の事です。

2 括弧内の数字は環境基準の値です。

11 自動車交通騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の自動車交通騒音の状況を同法第18条に基づき常時監視した結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめ、同法第19条の規定により公表するものです。

1 測定方法の概要

- (1) 測定年月日 令和7年10月20日～令和7年10月21日
 (2) 測定地点 表1に示すように、市内8箇所で24時間調査を実施しました。

2 測定結果の概要

表1に示すとおり、全ての地点で環境基準を満たしていました。

表1 道路交通騒音測定結果（点的評価）

（単位：デシベル）

路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車線数	騒音レベル (Leq) (環境基準)	
					昼	夜
一般国道4号	安積町南長久保二丁目12地先	第一種低層 住居専用地域	A	4	59 (70)	53 (65)
一般国道4号	安積町柴宮東2-1地先	第二種住居地域	B	4	68 (70)	65 (65)
主要地方道 郡山矢吹線	大槻町北寺28-8地先	近隣商業地域	C	2	64 (70)	56 (65)
一般県道 仁井田郡山線	安積町荒井萬海50-8地先	第一種低層 住居専用地域	A	2	63 (70)	55 (65)
市道 牛庭大槻線	大槻町室ノ木北10地先	第一種住居地域	B	4	62 (70)	56 (65)
市道 笹川多田野線	安積二丁目18地先	近隣商業地域	C	4	66 (70)	59 (65)
市道 大町大槻線	菜根三丁目39-25地先	第二種住居地域	B	4	69 (70)	61 (65)
市道 本町開成線	麓山一丁目8-4地先	近隣商業地域	C	4	66 (70)	57 (65)

- (注) 1 「★」は環境基準超過を意味します。
 2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。
 3 括弧内の数字は環境基準の値です。

12 高速道路騒音の状況

高速道路から発生する騒音について環境基準の達成状況を監視するために実施したものです。

1 調査方法の概要

- (1) 調査期間 令和7年10月
- (2) 実施機関 郡山市環境保全センター
- (3) 調査地点

表1に示すとおり、東北自動車道1箇所、磐越自動車道1箇所、原則として道路端から25m、50m、100m地点の距離別3地点、延べ6地点で24時間調査しました。

2 調査結果の概要

表1に示すように、昼夜とも2箇所全てで基準を満足していました。

表1 高速道路騒音調査

(単位：デシベル)

高速道路名	測定場所 (用途地域:定点苦情地点の別)	測定車線 (上下)	騒音レベル Leq 昼/夜		
			25m地点	50m地点	100m地点
東北縦貫 自動車道	大槻町山下前 (市街化調整区域:定点)	上り	62/60	60/59	59/58
			環境基準 65/60		
磐越 自動車道	熱海町高玉 (都市計画区域外:定点)	下り	56/52	55/51	55/51
			環境基準 65/60		

- (注) 1 定点とは、継続的に環境基準をモニタリングするための地点です。
 2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をさします。
 3 市街化調整区域及び都市計画区域外は、環境基準の道路に面する区域の区分の「B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域」の基準値で評価しました。

13 新幹線騒音の状況

新幹線鉄道から発生する騒音について環境基準の達成状況を監視すると共に、騒音や振動苦情が発生している地点の実態調査を行い改善要望の基礎資料とするため実施したものです。

1 調査方法の概要

- (1) 調査期間 令和7年5月～令和7年6月
- (2) 実施機関 郡山市環境保全センター
- (3) 調査地点

表1に示すとおり、東北新幹線沿線の6箇所、原則として新幹線軌道の中心から25m、50m、100m地点の距離別3地点、延べ18地点の調査をしました。

2 調査結果の概要

表1の後段に示すように、25m地点の5地点、50m地点の2地点、100m地点の1地点で環境基準を超過しました。

なお、騒音、振動による苦情が発生している地区について、東日本旅客鉄道株式会社に対して防音壁のかさ上げ等の改善要望を行いました。

表1 東北新幹線鉄道騒音調査

調査地区	環境基準 地域類型 (環境 基準値)	都市計画 用途地域	列車の 平均速度 (km/h)	調査結果				全測定 本数 上り・下り
				騒音レベル (デシベル)			振動レベル (デシベル)	
				25m 地点	50m 地点	100m 地点		
富久山町地区 (苦情地点)	I (70)	第一種住居地域	273	★ 77	69	67	58	10・10
西田町鬼生田地区 (定点)	I (70)	都市計画区域外	289	★ 77	★ 73	★ 72	49	11・9
小原田地区 (苦情地点)	I (70)	第一種住居地域	278	★ 72	67	65	56	9・11
駅前地区 (苦情地点)	II (75)	商業地域	291	70	68	(85m) 68	57	11・9
笹川地区 (苦情地点)	I (70)	第一種住居地域	262	★ 75	69	66	55	10・10
安積町日出山地区 (苦情地点)	I (70)	第一種住居地域	257	★ 75	★ 71	67	59	10・10

(注) 1 定点とは、継続的に環境基準をモニタリングするための地点、苦情地点とは、周辺住民から苦情があり状況調査を行っている地点です。

2 ★は環境基準を超える値です。

3 環境基準地域類型 I を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域で、基準値は70デシベル以下です。

4 環境基準地域類型 II を当てはめる地域は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域であって I 以外の地域。基準値は75デシベル以下です。

5 振動について「新幹線鉄道振動対策」に基づく指針値は70デシベル以下です。

14 公害苦情の状況

公害紛争処理法第 49 条（苦情の処理）の規定に基づき、公害苦情相談窓口が受け付けた「公害苦情（典型 7 公害以外の苦情を含む。）」の件数を取りまとめたものです。

1 苦情相談対応の概要

- (1) 期 間：令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月
- (2) 相談窓口：環境政策課、環境保全センター、5 R 推進課
 公害苦情を処理するため、「公害紛争処理法」に基づき公害苦情相談員を配置し、環境政策課、5 R 推進課、環境保全センターを窓口として、市民からの公害苦情相談に応じ、必要な調査、指導及び助言等を行いました。

2 公害苦情の概要

- (1) 苦情件数の推移
 平成 26 年度以降の苦情件数の推移を図 1 に示しました。令和 7 年度の公害苦情の申立件数は 173 件で、昨年度から 15 件減少しました。
- (2) 種類別の苦情件数
 種類別公害苦情件数の内訳は図 2 のとおりです。主な苦情内容は「騒音振動」32 件（18%）、「悪臭」23 件（13%）であり、「都市生活型」の苦情を多く受け付けました。また、「その他」の苦情は 114 件（66%）で、その大部分が雑草の繁茂等の「空き地等の管理」に関するものでした。

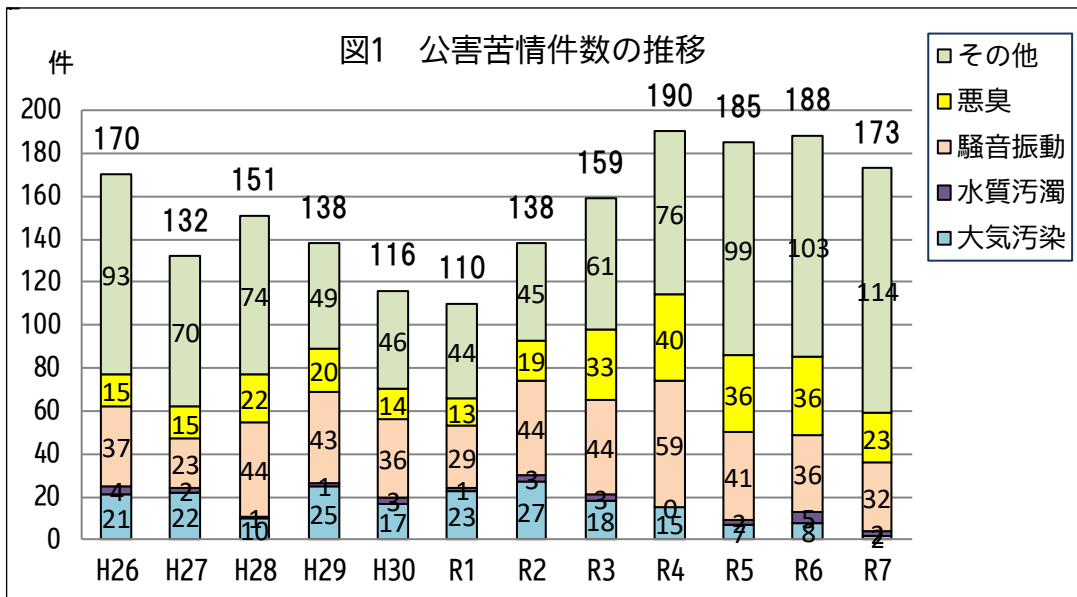
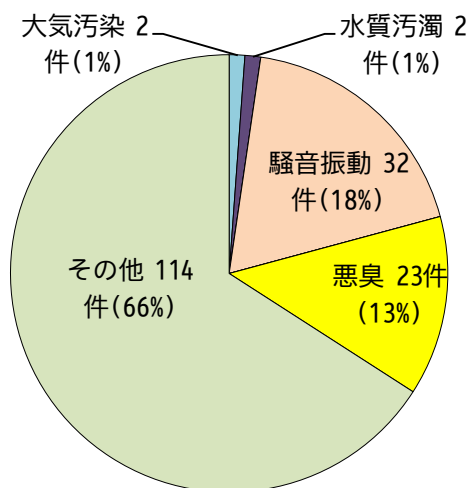


図2 公害種類別件数構成比



15 関係用語集

環境基準
<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法第16条に基づいて「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める基準です。 現在、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について基準が設定されています。
環境基準点
環境基準の達成状況を判断するための地点です。
単 位
<p>ppm (ピー・ピー・エム) 百万分率のことで、ある量が百万分のいくつかであるかを表す単位です。</p> <p>ppmC (ピー・ピー・エム・シー) 炭化水素の濃度をメタンに換算した単位です。</p> <p>μm (マイクロメートル) : 大きさの単位、1mmの千分の1を表します。</p> <p>mg (ミリグラム) : 重さの単位で、千分の1グラムを表します。</p> <p>μg (マイクログラム) : 重さの単位で、百万分の1グラムを表します。</p> <p>ng (ナノグラム) : 重さの単位で、十億分の1グラムを表します。</p> <p>pg (ピコグラム) : 重さの単位で、一兆分の1グラムを表します。</p>

大気汚染の監視の状況

大気汚染常時監視システム
<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染測定局で測定したデータは、電話回線等により環境保全センターの中央局に送られ、この中央局で市内の大気汚染の状況を常時監視するシステムです。 1時間毎の測定データの概要は、郡山市のウェブサイト「郡山市の大気」からご覧いただけます。 なお、本市の測定データは、県のシステムを経由し環境省の「大気汚染物質広域監視システム（通称「そらまめ君」）」に接続されており、この「そらまめ君」により全国の大気汚染状況を即座に見ることができます。
1日平均値の2%除外値
1日の平均値を高い順に並べたとき、測定値の高いほうから2%の範囲に含まれる数値を除いた値をいいます。
1日平均値の98%値
1日の平均値を低い順に並べたとき、低いほうから数え98%目の値をいいます。
光化学オキシダント（光化学スモッグ）
<ul style="list-style-type: none"> 自動車の排ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物やガソリンなどの揮発性有機化合物が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、汚染物質の「光化学オキシダント」を発生させる。 最高気温が25度以上、一定の湿度、風が弱いといった条件がそろえば5～8月に発生しやすい。濃度が高くなると、目やのどの痛みのほか、肺機能に悪影響が出る恐れがある。 光化学オキシダントが高濃度になると大気が白くモヤがかかったように見え、この状態を光化学スモッグという。 目の刺激に対する閾値（作用を起こす最小値）は、0.10ppmと推定されている。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

- 直径2.5 μm以下の非常に小さな粒子。PMは「Particulate Matter(粒子状物質)」の頭文字をとった言葉。
- PM_{2.5}は粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥まで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられている。
- 主な成分は炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素のなどが含まれる。
- 主な発生源は燃焼で生じた煤や風で舞い上がった土壌粒子（黄砂など）、工場や建設現場で生じる粉じんのほか、燃焼による排出ガスや石油からの揮発成分が大気中で紫外線やオゾンと反応して生成される。

有害大気汚染物質の状況

有害大気汚染物質

- 継続的に摂取される場合、人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるものをいいます。
- 国では、有害大気汚染物質として248物質をリストアップしており、その中から優先的に対策に取り組むことが望まれる23物質を優先取組物質としています。
- また、優先取組物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン及びジクロロメタンについては環境基準が設定されています。

大気環境アスベストの状況

アスベストとは

- 「アスベスト」とは、天然に産出する繊維状鉱物の総称で、一般的に蛇紋石系のクリソタイルと角閃石系のアモサイトなど6種類の鉱物を指します。
- 木綿や羊毛に似たしなやかさがあることから、「石綿（いしわた、せきめん）」とも呼ばれ、その特性から建築資材を中心に幅広く使用されてきました。
- アスベストは英語で、asbestos。「永久に消えない」という意味を持ちます。

河川の水質汚濁の状況

生活環境項目

- 水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準が設定されているBODなどの項目をいいます。
- 生活環境の保全に関する環境基準は、河川の水域ごとの利用目的（水道、水産、工業用水など）に応じそれぞれの水域の特性を考慮して、「AA」から「E」までの6つの類型をあてはめています。

健康項目

- 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準が設定されているカドミウム、シアンなどの項目をいいます。
- 人の健康の保護に関する環境基準は、人の健康はなにものにも優先して尊重されなければならないため、すべての河川に一律に適用されています。

BOD

- 生物化学的酸素要求量のことで、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量をいいます。
- 河川の有機汚濁を示す代表的指標で、この値が大きいほど有機物が多く汚れていることを示します。

B O D 7 5 % 水 質 値

- B O Dの測定値を値の低い順に並べたとき、低いほうから数え75%目の値をいいます。河川調査では、月1回年12回の調査を行っているため、12個の測定値のうち値の低いほうから数え9番目の値となります。(9/12=75%)
- B O Dに係る環境基準の評価は、75%水質値で行うこととされています。
- 湖水のC O Dに係る環境基準の評価も、75%水質値で行うこととされています。

要 監 視 項 目

人の健康の保護に関連する物質であるが、検出状況から見て、現時点では直ちに環境基準の健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めることが必要である物質としてクロロホルムなど32物質及びその指針値が定められています。

湖沼の水質汚濁の状況

C O D

- 化学的酸素要求量のことで、水中の有機物を酸化剤（薬品）で化学的に分解したときに消費される酸素の量をいいます。
- 湖沼の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く汚れていることを示します。

ダイオキシン類の汚染状況

ダイオキシン類

- 塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（P C D D）、ポリ塩化ジベンゾフラン（P C D F）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類と呼んでいます。
- 発生源は、ごみ焼却、製鋼用電気炉、たばこの煙、自然界の森林火災等でも発生します。
- WHO（世界保健機関）はダイオキシン類の中で最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDは人への発ガン性があるとしています。

環境騒音の状況

騒音に係る環境基準の類型指定地域

- 騒音に係る環境基準は、土地の利用形態を考慮し定められています。
- 本市では、都市計画法の用途地域ごとに「A」から「C」まで類型指定がされています。

要 請 限 度

自動車騒音により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音の防止のため舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の基準をいいます。

音の大きさの目安

- 70 dB：電話のベル、騒々しい街頭
- 60 dB：静かな乗用車、普通の会話
- 50 dB：静かな事務所
- 40 dB：図書館、静かな住宅地の昼間

騒音の面的評価

面的評価とは、道路沿道での騒音レベルを元に、沿道から50m以内の総住居戸数のうち環境基準を達成する住居の割合を計算し、これをこの地域の環境基準達成率とする評価手法です。